



保全状況報告書

明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業(日本) (ID: 1484)

保全状況報告書

明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業（日本）（ID: 1484）

1 エグゼクティブサマリー

日本国政府は、第 42 回世界遺産委員会決議(42COM 7B.10)で示された勧告・要請に対して、『明治日本の産業革命遺産に係る管理保全の一般方針及び戦略的枠組み』（以下、「戦略的枠組み」という）のもとで、内閣官房、地方公共団体、資産所有者等で連携に努め、保全状況報告書を作成した。また、本報告書は、第 39 回世界遺産委員会決議(39COM 8B.14)に示された勧告・要請事項に関する進捗状況の報告も含んでいる。

第 42 回世界遺産委員会決議(42COM 7B.10)に対する対応については以下のとおり。

➤ **第4、5項**

端島炭坑の保全については、既に実施した調査の結果をとりまとめるとともに、今後 10 年間のアクションプランについて示した。

➤ **第6項**

来訪者管理に関する事項については、これまで3年にわたって実施してきた、来訪者に関する定量・定性調査の結果を踏まえて、来訪者管理戦略を策定した。

➤ **第7、8、9項**

インタープリテーションに関する事項については、インタープリテーション戦略に基づき、適切にインタープリテーションが実施された。

➤ **第 10 項**

関係者との対話については、「明治日本の産業革命遺産」の関係者間において、定期的に協議を行い、幅広い対話に努めてきた。

➤ **第 11 項**

39COM8B.14 の完全な履行と保全状況報告書の提出に関する事項については、第 39 回決議の勧告 f) 人材育成事業に関する事項と、勧告 h) の開発事案に関する事項について、その後の進捗状況について報告する。

また、本報告書は、「戦略的枠組み」のもとに、国内外専門家から成る「稼働資産を含む産業遺産に関する有識者会議」（以下、「有識者会議」という）を令和元年9月6日に開催、意見を聴取し、適切に報告書へと反映した。また、令和元年 10 月 28 日に開催した関係省庁や関係地方公共団体間で相互の意思疎通の及び協議の場として設置された「明治日本の産業革命遺産」保全委員会において、本報告書は了承された。このように構成資産（稼働・非稼働）の関係者間における十分な意思疎通及び確実な合意形成を図った。

2 世界遺産委員会決議に対する対応の概要

本報告書は、「1. 本編」と「2. 付属資料編」から成る。

① 本編

各要請事項等に対する回答の本文

② 付属資料編

①の回答の本文にそれぞれ関係する一群の付属資料

第 42 回世界遺産委員会決議への対応の概要

以下に、それぞれの要請事項等に対する回答の要約を示す。詳細については①本編及び②付属資料編を参照されたい。

➤ 第4、5項 端島炭坑の保全管理に関する事項

端島炭坑(エリア6 長崎／構成資産6-7)にかかる各種調査については、長崎市はこれまでに建造物調査の他、考古学的調査、記録調査等を含む各種調査を実施しており、今後も引き続き調査が継続される予定である。また、学術検討委員会等が設立されており、専門的知見のもと、調査方法の検討や、調査結果をもとにした整備方法について議論が重ねられている。長崎市は今後の調査や整備を計画的に実施することとしている。

➤ 第6項 各構成資産の受け入れ可能な来訪者数の設定に関する事項

来訪者管理戦略については、これまでに実施した来訪者の定数調査、定性調査をもとに受け入れ可能な来訪者数について検討を行った。3年間にわたる多角的な現状把握調査の成果によると、常に変動する来訪者による構成資産への負の影響を防止するためには、年間、または一日の来訪者数に閾値を設けるというスタティックな管理ではなく、多様な指標を用いて、来訪者数の変動や来訪者の状況を確認し、適切な対応を講じることが必要と考えられる。そのため、来訪者管理の望ましい姿を示す多様な指標を有効に組み合わせ設定し、受け入れ可能な来訪者数を実質的にコントロールすることを目的として、来訪者管理戦略を策定した。

➤ 第7、8、9項 インタープリテーションに関する事項

平成31年3月及び令和元年8月に、全てのエリアを対象として、海外専門家によるインタープリテーション監査を再度実施した。

また、平成29年11月30日にユネスコに提出した保全状況報告書の付属資料として添付したインタープリテーション戦略に基づき、エリアごとのインタープリテーションのあり方について検討した。今後、各エリアのビジターセンターにおいて、内閣官房が提示する資産全体の共通展示を導入すること等により、顕著な普遍的価値に重点を置いたインタープリテーションを展開していくこととしている。併せて長崎エリアと釜石エリアでは、来訪者向けの観光マップが作成された。

また、国内外の有識者の意見も踏まえつつ、東京都内において今年度中を目途に設置する方

針で、産業遺産情報センターの準備を進めているところである。

なお、インタープリテーション全体については、産業遺産情報センターが完成され次第、改めて報告する予定である。

➤ **第 10 項 関係者との対話に関する事項**

明治日本の産業革命遺産の関係者である、関係省庁、地方公共団体、資産所有者、管理者をはじめ、国内外の専門家、地域コミュニティ、観光関係の事業者及び地方公共団体・商工会議所・観光協会で構成される協議会等と、積極的な対話に努めてきた。

➤ **第 11 項 第 39 回世界遺産委員会決議(39COM 8B.14)の完全な履行及び保全状況報告書の提出に関する事項**

第 39 回世界遺産委員会決議(39COM 8B.14)の完全な履行のために、以下のとおり勧告f)についてと、勧告h)について報告を行う。

• **決議(39COM 8B.14) 勧告f)人材育成計画の策定・実施に関する事項**

これまで各エリア・各構成資産において、人材の種類ごとに育成方針を設定し、それぞれ育成事業を実施してきた。特に現地における恒常的な案内業務に従事する者に対する人材育成事業において、各産業史を理解できる教材として、「鉄がわかる本」と「石炭がわかる本」を作成するなどの進展があった。今後も、造船産業に関する教材を作成する他、ガイド育成研修及び様々な人材育成研修を継続して実施する予定としている。

• **決議(39COM 8B.14) 勧告h)各種開発計画に係る『世界遺産条約履行のための作業指針』第 172 項に基づく報告に関する事項**

第 39 回決議の勧告h)で指摘された、複数の開発計画及び公開活用施設の新築・増築の計画の内容・進捗状況について取りまとめた。

集成館の道路新設については、今後、遺産影響評価を実施する予定である。三重津海軍所跡における道路橋梁については、現在建設途上にあり、プロジェクトが完了し次第報告を行う予定である。三池港の係留施設の新設については、現時点において、事業計画は検討中であるため今後の計画の状況により報告を行うこととする。

また、上記の3つの事案以外に、既に報告した事案として、萩エリア「萩の緩衝地帯における保全手法である萩市景観計画の一部改訂」、鹿児島エリアの「寺山炭窯跡の被害状況報告及び今後の対策について」、佐賀エリア「三重津海軍所跡の緩衝地帯におけるコンクリート製造工場建設についての遺産影響評価書」と「三重津海軍所跡周辺整備事業についての遺産影響評価書」を再掲する。

また、八幡エリア「官営八幡製鐵所と遠賀川水源地ポンプ室に関する事業案の進捗状況について」の追加報告についても今回の保全状況報告書に添付している。

**3. 締約国が認識している資産の顕著な普遍的価値に影響を与える可能性がある、
保全にかかる他の事案**

本編の「第 11 項 39COM 8B.14 勧告h)」に同じ。

**4. 作業指針 172 項にかかる資産の範囲内、緩衝地帯、緩衝地帯等において、真実
性と完全性を含む資産の顕著な普遍的価値に影響を及ぼす可能性がある、大規模
な復元、修復、新規の開発事案等の報告**

本編の「第 11 項 39COM 8B.14 勧告 h)」に同じ。

5. 保全状況報告書へのパブリックアクセス

パブリックアクセスは受容できる。

6. 代表者署名

海堀 安喜

内閣官房 産業遺産の世界遺産登録推進室長

I. 本 編

世界遺産委員会決議に対する対応

第42回世界遺産委員会において、次の通りの決議が採択された。また、参考までに、第39回世界遺産委員会において採択された決議において、8つの勧告事項を抜粋して記載する。

【第42回世界遺産委員会決議の内容】

世界遺産委員会は、

- 1 WHC/18/42.COM/7B の文書を審査した上で
- 2 第39回世界遺産委員会(2015年ボン)で採択された決議39COM8B.14¹を想起し
- 3 様々な構成サイトで実施された保全措置について、将来の優先事項とともに、写真・図表入りの報告書が提出されたことに留意し
- 4 端島に関して締約国がこれまで提供した詳細事項を賞賛し、30年間の詳細な保全措置に関する計画の策定についての実質的な進捗と当該計画期間に渡る資金面のコミットメントに留意し、また、当該計画は、端島の擁壁を安定化させ、崩壊しそうな遺構を保全し、軍艦の外観を保存するものであり、第一段階では擁壁(の保全)とその保全工法の研究が優先事項とされることに留意し
- 5 締約国に対し、以下の情報を、可能になり次第、諮問機関によるレビューのため世界遺産センターに提出することを要請し
 - a) 1974年以降に崩壊し、又は不可逆的に劣化破損した木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の建築物及びそれらの保全の可否に関する1又は複数の調査、
 - b) 更なる考古学的調査
 - c) 歴史文献、構造材料及び来訪者動態に関する更なる調査
 - d) プロジェクトの期限、段階的な事業の実施方法、年度毎の目標設定を含めた長崎市が作成するアクションプラン
- 6 全構成サイトにおいて来訪者数のモニタリングが体系的に行なわれており、その結果を踏まえ、受入能力(carrying capacity)を含む来訪者管理戦略を2018年に策定予定であることに更に留意し、また、締約国に対し、当該戦略が完成した際には、諮問機関によるレビューのため世界遺産センターに提出することを要請し
- 7 インタープリテーションが全てのサイトで準備され、デジタル形式のツールが開発された一方、開設予定のインフォメーションセンターを含め更なる改善が図られる予定であることに更に留意し

¹ 世界遺産委員会は、委員会のサマリー・レコードに記載されている決議39COM8B.14の、パラ4. gで言及されている各サイトの歴史全体について理解できるようにするインタープリテーション(展示)戦略に関し、日本が発したステートメントに留意する。

- 8 センターが完成され次第、インタープリテーション全体について改めて報告するよう締約国に更に要請し
- 9 OUVによってカバーされている期間及びそれ以外の期間も含め、資産の歴史全体のインタープリテーションやデジタル形式のインタープリテーション資料に関する作業を引き続き行う上でインタープリテーション戦略に関する国際的なベストプラクティスを考慮に入れるよう締約国に強く促し

(参考 39 COM 8B.14 8つの勧告事項を抜粋)

4. 締約国が、以下のことを検討するよう勧告する。
- a) 端島炭坑の詳細な保全措置に係る計画を優先的に策定すること。
 - b) 推薦資産(の全体)及び構成資産に関する優先順位を付した保全措置の計画及び実施計画を策定すること。
 - c) 資産に対して危機をもたらす可能性の高い潜在的な負の影響を軽減するため、各構成資産における受け入れ可能な来訪者数を定めること。
 - d) 推薦資産(の全体)及びその構成資産の管理保全のための新たな協力体制に基づく枠組みの有効性について、年次ごとにモニタリングを行うこと。
 - e) 管理保全計画の実施状況及び地区別保全協議会での協議事項・決議事項の実施状況について、1年ごとのモニタリングを行うこと。
 - f) 各構成資産の日々の管理に責任を持つあらゆるスタッフ及び関係者が、能力を培い推薦資産の日常の保全、管理、理解増進について一貫したアプローチを講じられるよう、人材育成計画を策定し、実施すること。
 - g) 推薦資産のプレゼンテーションのためのインタープリテーション(展示)戦略を策定し、各構成資産がいかに顕著な普遍的価値に貢献し、産業化の1または2以上の段階を反映しているかを特に強調すること。また、各サイトの歴史全体についても理解できるインタープリテーション(展示)戦略とすること。²
 - h) 集成館及び三重津海軍所跡における道路建設計画、三池港における新たな係留施設に関するあらゆる開発計画及び来訪者施設の増設・新設に関する提案について、『世界遺産条約履行のための作業指針』第172項に従って、審議のため世界遺産委員会に提出すること。

² 世界遺産委員会は、委員会のサマリー・レコードに記載されているとおり、パラ4. gで言及されている各サイトの歴史全体について理解できるようにするインタープリテーション(展示)戦略に関し、日本が発したステートメントに留意する。

【第 42 回世界遺産委員会決議への対応】

第 42 回世界遺産委員会決議(42COM7B.10)の第4項から第 11 項について、以下のとおり、対応の詳細について記述する。

決議(42COM 7B.10)第4、5項

- 4 端島に関して締約国がこれまで提供した詳細事項を賞賛し、30 年間の詳細な保全措置に関する計画の策定についての実質的な進捗と当該計画期間に渡る資金面のコミットメントに留意し、また、当該計画は、端島の擁壁を安定化させ、崩壊しそうな遺構を保全し、軍艦の外観を保存するものであり、第一段階では擁壁(の保全)とその保全工法の研究が優先事項とされることに留意し
- 5 締約国に対し、以下の情報を、可能になり次第、諮問機関によるレビューのため世界遺産センターに提出することを要請し
- a) 1974 年以降に崩壊し、又は不可逆的に劣化破損した木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の建築物及びそれらの保全の可否に関する1又は複数の調査、
 - b) 更なる考古学的調査
 - c) 歴史文献、構造材料及び来訪者動態に関する更なる調査
 - d) プロジェクトの期限、段階的な事業の実施方法、年度毎の目標設定を含めた長崎市が作成するアクションプラン

1. 背景・経緯

- イコモス評価書(WHC-15/39.COM/INF.8B)には、以下の諸点が記述された。
 - 端島炭坑にさらに詳細な管理保全計画が必要。資産の保全状況が悪く、大規模な保全措置が緊急に求められる。
 - 管理保全計画は明治期に関連する構成要素の劣化の進行を防ぐ全体的な方針を提示するものでなければならない。
 - 現在は全体的な保全状況をもとにした優先措置が講じられていない状態にあり、措置を実施する時間的枠組みも定まっていない。
 - 特に外壁のみならず島全体を維持するために、顕著な普遍的価値に貢献している護岸遺構に対して緊急措置が必要である。措置を講じるために、年間2億円の予算が昨年度から5か年にわたって計上されることを、イコモスは確認している。
- イコモス評価書における上記の記述を踏まえ、第 39 回世界遺産委員会の決議(39COM 8B.14)において、「a) 端島炭坑の詳細な保全措置に係る計画を優先的に策定すること」が勧告された。
- 内閣官房は長崎市の協力の下に、「保全措置に係る計画」をとりまとめ、これを平成 29 年 11 月 30 日に保全状況報告書の一部としてユネスコ世界遺産センターに提出した。

- 第 42 回世界遺産委員会の決議 (42COM 7B.10) では、上記のとおり、更なる留意事項及び要請事項が示された。

2. これまでに実施した調査と概要

(1) 決議第5項における要請事項 a)、b)、c) 各種調査について

平成 21 年に世界遺産暫定一覧表に「九州・山口の近代化産業遺産群」が記載された際に、端島炭坑が将来的な構成資産の候補として位置づけられたことを契機として、平成 25 年から端島の炭鉱及びその関連施設の文化的価値を探り、文化財指定及び管理保全計画策定のための調査研究を精力的に行ってきた。調査範囲については、地上に残存する遺構はもとより、地下に残存していると考えられる各時期の遺構を含む島全体に及ぶ。

1) これまでに長崎市が実施した各種調査の一覧について

下表は、これまでに実施された顕著な普遍的価値に貢献する構成要素及びそれ以外を含む端島炭坑跡に関する調査研究の一覧であり、その成果が既に報告書としてとりまとめられたものである。発掘調査及びそれに付随する整備事業の他、建造物調査、記録調査等を含み、これらを決議第5項a)、b)、c) に応じて整理すると次のとおりである。

表 1 端島炭坑における調査概要一覧

調査	内容	実施年度 (平成)	調査概要
a) 建造物に関する調査	①3Dレーザー計測・3Dモデル作成	25 26	島内全域の現況把握のため、3D レーザー測量、UAV 撮影等を行い、3D モデルを作成した。
	②生産施設図面作成	26 27	生産施設遺構の現況把握のため、3D 現況モデルの成果を用いて、平面図、横断図、立面図、構造図の作成を行った。
	③入坑栈橋の構造調査	28	生産施設遺構である入坑栈橋の現況把握のため、測量、図面作成、損傷図作成、材料試験、構造図作成を行った。
	④70号棟の現況調査	26	建物基礎が大きく洗掘されている70号棟の現況把握のため、劣化度調査、3次元弾性FEM解析による基礎の劣化度の算出を行った。
b) 考古学的調査	①環境整備	26	遺構調査のための環境整備を行った。

調査	内容	実施年度 (平成)	調査概要
	②坑口記録調査	27	残存する坑口1、坑口2、第3堅坑跡の記録調査を行った。
	③地下遺構範囲 確認調査	26	第1堅坑捲座の発掘調査、小中学校グラウンドにおける護岸遺構の存否確認調査を行った。
		27	
	④石積遺構現 況調査	26	洗掘箇所(31号棟横、51号棟横)の石積護岸遺構について、記録調査を行った。
		26	残存する石積擁壁遺構及び石積護岸遺構について、記録調査を行った。
		27 28	
	⑤護岸遺構等 劣化状況等調 査	26	洗掘箇所(31号棟横、51号棟横)の現況把握のため、護岸基礎部の潜水調査を行い、海面下の破損状況を確認した。
27 28		護岸遺構の現況把握のため、目視及び潜水による劣化状況調査、損傷図・断面図作成、護岸安定性の評価を行った。	
c) ①歴史文献に関する調査	①古写真収集	26 27 28 29 30	端島炭坑跡等に関する古写真収集を実施した。現在も継続中である。
c) ②構造材料に関する調査	①劣化度調査	27	居住施設の鉄筋コンクリート造建築物について、劣化状況調査、耐用年数予測、構造安全性の評価を行った。
	②材料強度試験	28	居住施設の鉄筋コンクリート造建築物である3号棟、16号棟、65号棟について、コンクリート圧縮強度等の詳細調査を行い、構造物全体の安定性評価を行った。
	③第3堅坑撒座の構造調査	29	生産施設遺構である第3堅坑撒座の現況調査のため、隣接する総合事務所の測量、図面作成、損傷図作成、材料試験、構造図作成を行った。

調査	内容	実施年度 (平成)	調査概要
c) ③ 来訪者に関する動態調査	① 来訪者数調査	28	来訪者数を把握するための調査を実施した。
	② 行動観察調査	29 30	資産内の混雑時と平時における来訪者の行動を比較観察し、混雑時における悪影響について調査した。
	③ 滞留時間調査		混雑による悪影響について行動観察とクロス分析するため、同時滞在者数及び滞在時間を把握した。
	④ 来訪者満足度調査		来訪者の資産価値の理解や心理的影響等について把握するために、アンケート形式で来訪者満足度を調査した。

表 2 端島炭坑における関連調査等概要

調査	内容	実施年度 (平成)	調査概要
(1) 発掘調査等ルート補修工事	① 門扉設置	26	発掘調査ルート確保のため、見学通路のガードパイプに扉を設置した。
	② 仮設通路設置	26	発掘調査ルート確保のため、陥没箇所への仮設通路の設置等を行った。
(2) モニタリング調査(定点カメラ)	① カメラ設置	26	監視カメラを設置し、不法侵入者の監視及び風化・劣化が進行する端島の構造物群の現況を記録した。
	② カメラ修繕	27	監視カメラの周辺設備の取り換え、取得データのバックアップ機器等の設置を行った。

2) 調査成果と課題

前掲のとおり、これまでに長崎市が各種調査を実施したところ、下記のとおり、一定の成果が得られた。

【決議 第5項 a) 建造物に関する調査】

建造物調査等において、3次元レーザー計測、UAV 測量を行い、3次元データを取得した。3次元データを得たことにより、今後、発掘調査を行う際に近接構造物の基礎データ(寸法・形状等)を事前に把握できるため、効率的な調査が期待できる。また、生産施設や入坑栈橋といった OUV に

貢献する要素の詳細な構造調査や、建物基礎が大きく洗堀されている 70 号棟の緊急修復に併せて建造物の調査も実施しており、現状の基礎データを得ることができた。

今後は、建造物の形状や材質に対応した効果的な工法の研究や、保全・修復工事等を進めるにあたっての、建造物の構造と地盤との関係把握など、具体的な検討が必要となる。

【決議 第 5 項 b) 考古学的調査】

発掘調査によって、第1堅坑捲座跡に関連する遺構を確認するとともに、石積護岸遺構の現況調査において、明治 32 年(1899 年)の護岸石積及び旧小学校校舎の基礎部分を確認した。また、旧小学校校舎に使用されていたと考えられる遺物(瓦)が出土した。この調査の結果、調査地周辺の土地利用について考古学的観点から立証することができた。

端島炭坑跡の地下には史跡内の歴史的建造物以前の遺構が良好に保存されていることも、これら発掘調査により明らかとなった。今後史跡整備を行う上では、これらの地下遺構を損なわないよう留意しなければならない。

【決議 第 5 項 c) 歴史文献に関する調査、構造材料に関する調査、来訪者に関する動態調査】

歴史文献に関する調査として、古写真の収集を継続して実施している。一定の成果は得ているものの、更なる実態把握のために今後も収集を実施する必要がある。

構造材料に関する調査として、居住施設の劣化度調査を行った結果、16 号棟及び 65 号棟の構造性能が不十分であり、中程度の地震でも甚大な被害を受ける懸念があることが判明した。これらの調査を実施したコンクリート建造物は常に塩害に曝される過酷な環境におかれ、不可逆的な劣化損傷が進行しているものの、恒久的な保存手法は技術的に確立されていない。今後は、鉄筋コンクリート造、石積み、レンガ造の建造物の材質分析・強度試験を実施し、建造物の劣化状況を科学的に把握し、これらの建造物の保存方法、具体的な修復方法の研究に繋げる。

来訪者に関する動態調査の結果については、次項で言及する。

なお、以下の代表的な調査成果については、本報告書の付属資料を参照されたい。

決議第5項 a) 建造物の調査の成果 表1 a) ⑤70号棟の現況調査(付属資料1)

決議第5項 b) 考古学的調査の成果 表1 b) ②坑口記録調査(付属資料2-1)、③地下遺構範囲確認調査(付属資料2-2)

決議第5項 c) 構造材料調査の成果 表1 c) ②-③第3堅坑捲座の構造調査(付属資料3)

(2) 決議 第5項 c) にかかる来訪者動態の調査

端島炭坑跡における来訪者動態については、既に見学通路や広場が整備されているため、来訪者の安全に負の影響を与えることなく、適切な状態を維持している。また決議第5項 c) に関連し、平成 28 年から 30 年度において、来訪者数や観光圧力による保全への影響を把握するため定量調査及び定性調査の実施を行った。

見学通路及び 3 年間の調査結果については次のとおりである。

1) 来訪者動態

端島炭坑跡については、採炭システムの明示・説明のために、現在「見学広場」及び「見学通路」を整備しており、来訪者はガイドが同行するツアーの形態により安全に見学することが可能である。なお、見学通路の両側には柵を設置しているため、来訪者が見学通路外に自由に立ち入ることは不可能である。見学通路については下図のとおり。

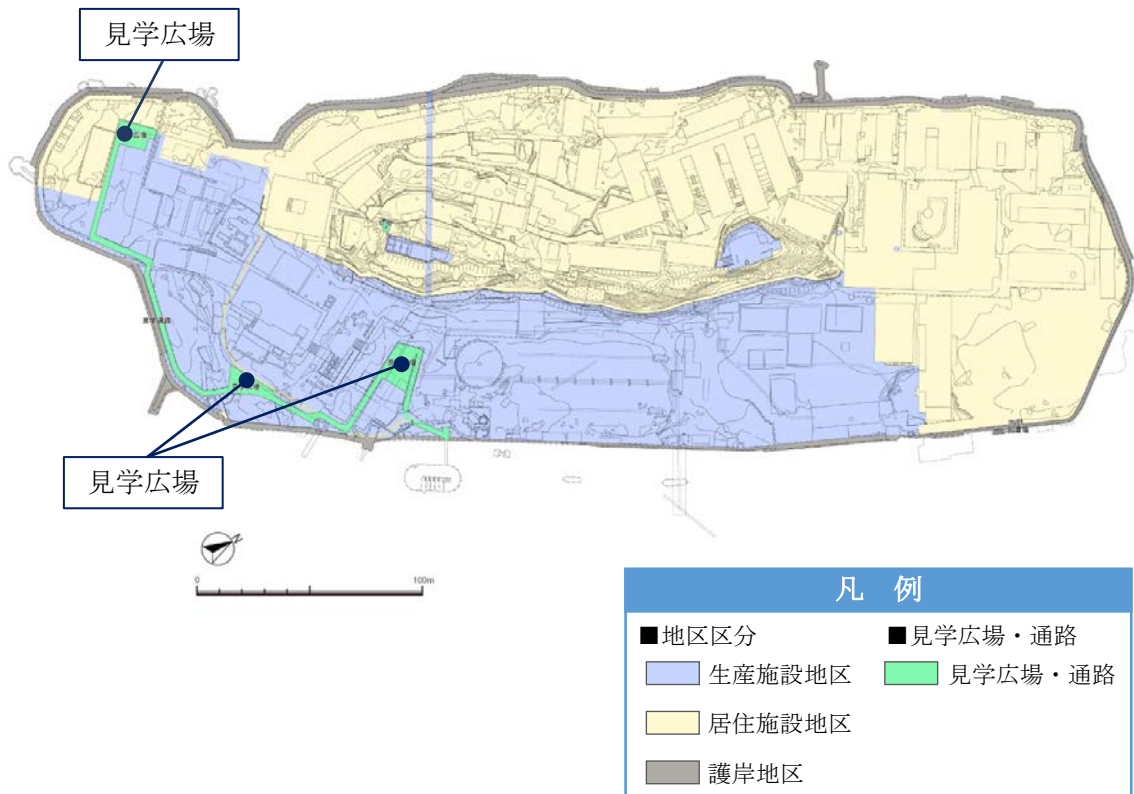


図 1 端島炭坑跡における見学広場・見学通路図

2) 定量調査

【調査方法】

毎日の来訪者数の集計を行い、その変動を把握した。また、構成資産への特筆すべき影響が見られた場合はそれを記録した。

【調査結果】

来訪者数の推移及び年間最多来訪者数は次のとおり。

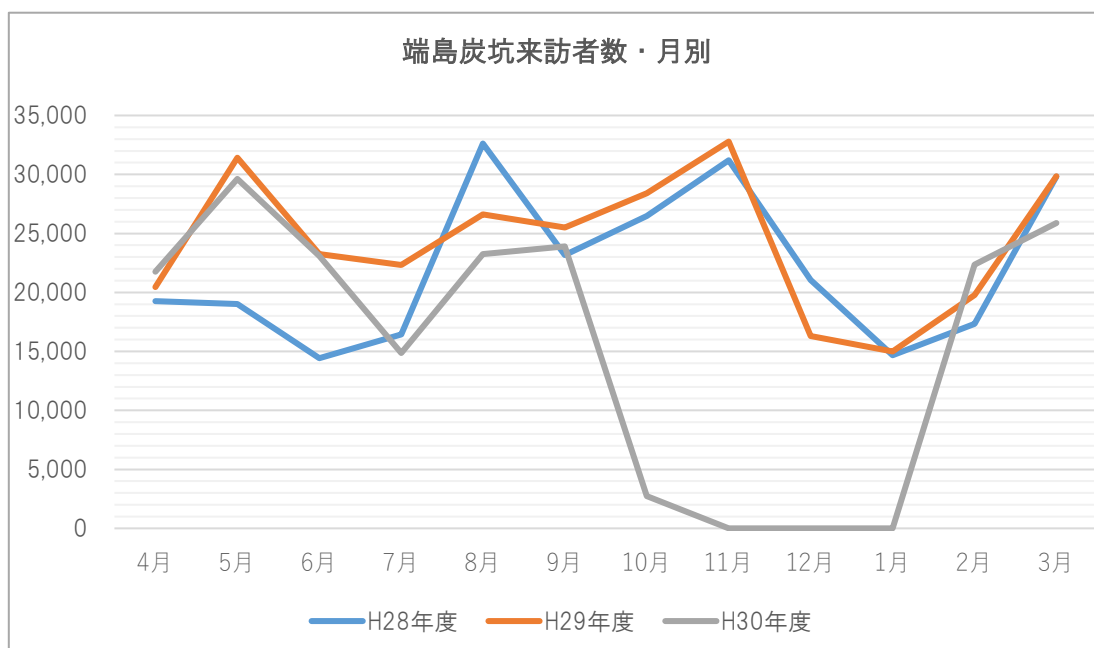


図 2 3年間の来訪者数の推移

表 3 年間最多来訪者数(第1～4四半期)

来訪者数が最も多い日	当該1日あたり来訪者数(人)	当該1時間あたり来訪者数【概算】(人)
H28年11月4日	1,282	237
H29年5月5日	1,403	259
H30年4月29日	1,408	260

3) 定性調査(行動観察)

【調査方法】

1日の来訪者数の増減が構成資産や来訪者の安全・安心、快適に与える影響を観察し記録した。また、来訪者が構成資産で過ごす時間を把握した。

【調査結果】

来訪者による影響項目 発生なし
:資源の摩滅等、侵食等、損壊、汚染、ゴミ、安全阻害、伝達阻害、その他

(サンプル日)H29年11月3日 平均 38.6分

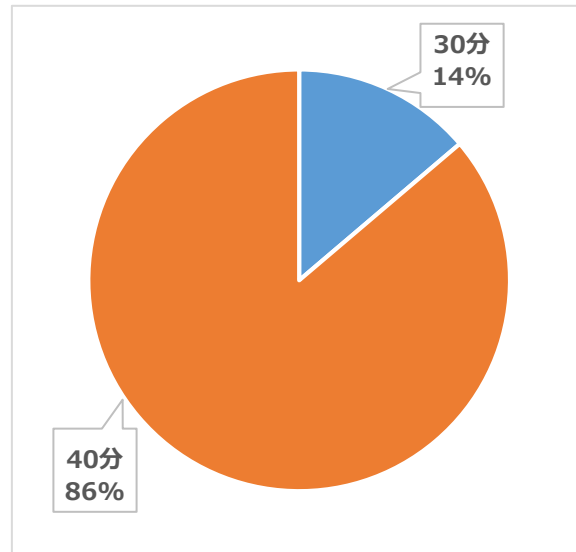


図 3 滞留時間調査結果

4) 調査成果

3年間にわたる定量調査の結果、端島炭坑跡には、平成28年度は年間265,475人、平成29年度は年間291,665人、平成30年度に187,455人が訪れており、多いときで1月あたり30,000人、月平均で23,000人ほどが端島炭坑跡に訪れていることがわかる。なお、平成30年度の来訪者数が大きく落ち込んでいるのは、平成30年10月の台風によって栈橋が破損したため、平成31年1月末まで端島に上陸できなかったことによるものである。端島は離島であるため、天候不良等で船が接岸できないことによって、来訪者数が減少することが多い。

また1日の来訪者数は多い時で1,400名を超え、その際の1時間あたりの来訪者数は概ね260人である。

定性調査の結果、端島炭坑では来訪者による負の影響を確認できなかった。これは、端島に上陸後もガイドが島内を案内するという形式であることが大きく関係している。来訪者は、端島に上陸後、図1の見学ルートに沿って移動しつつ見学を行うが、混雑の状況に応じてガイドが誘導を行うことから通路の混雑の緩和も図られる。また構成資産内の見学通路外への立ち入りはできない。更に滞留時間についてもツアー形式により所要30～40分程度とほぼ一定になるよう管理されている。

以上のことから、端島炭坑の来訪者動態について、来訪者による負の影響は認められず、また来訪者の安全及び資産の保護が図られていると言える。今後も来訪者管理戦略に基づいて、定期的に定量・定性調査が実施され、適切にモニタリングが行われる。

3. 今後の方向性と調査研究に関する具体的な方法について

(1) 決議第5項a)、b)、c)の各種調査に関する方向性について

平成29年11月30日に日本国政府が提出した保全状況報告書において、この「保全措置にかかる計画」内で、調査研究の方針及びその方法についても報告したところではあるが、次のとおり再掲する。この方針及び方法に基づいて今後も適切に調査を実施することとしている。

【調査研究の方針】

○調査研究の推進

顕著な普遍的価値における端島炭坑の位置付けの再確認及びさらなる深化のために、遺跡の調査(発掘調査を含む。)、産業(採炭)システムを明らかにする文献資料調査、世界遺産及びその周辺の景観調査、来訪者の状況及び構成資産への影響の調査を行う。

また、構成資産と緩衝地帯の状況を把握するために、モニタリング・カルテを活用して年1回のモニタリングを実施する。その結果をまとめた年次報告書を長崎地区管理保全協議会に報告し、その評価を修復・公開活用に反映させる。

【調査研究に関する方法】

○発掘調査、現地調査

生産施設は、新しい施設の導入によって旧施設の地上構造物が取り壊され、時代毎に更新されている。居住施設も、災害や機能更新のため新しい施設への建替が進められてきた。石積み護岸遺構も、台風等による被害で崩壊し、新しく造り変えられたところもある。このことから、当初の地上構造物が残存している可能性は低いですが、地下には時代毎に遺構が残存している可能性が高い。

明治期の坑口・捲座跡等の生産施設遺構があったと想定されている箇所については、構造物の修復等を行う際に、可能な範囲で地下の遺構・遺物の確認調査を実施する。

○文献資料調査

各時代の生産システムの明確化をはじめ、生産施設や操業の在り方及び技術等に関する詳細な情報の把握を目的として、研究機関が所蔵する文献資料、労働組合の機関紙、往時の新聞記事、映像・古写真等により、端島が炭鉱の島として栄えた歴史を把握する。

○構造材料に関する調査

建造物については、顕著な普遍的価値に貢献する構成要素ではないものも含むが、学術的観点から、鉄筋コンクリート造、石積み、煉瓦造等の構造物の材質分析・強度試験を実施し、構造物の劣化状況を科学的に把握する。さらには鉄筋又は無筋のコンクリート構造物の保存方法、ライフラインの全く存在しない現在の環境下における修復等の実施の具体的方法についても研究する。構造物の修復を行う前には、安全に調査・修復を実施できるよう施設の測量調査・構造調査・地盤調査を行うとともに、構造物の安全性能についても把握する。また、類似の高密度集合住宅との比

較検討も行う。

○来訪者の数・動態に関する調査

観光圧力による遺跡の保存への影響等を把握し、より良い世界遺産の活用へとフィードバックするため、来訪者の数及び動態に関する調査も行う。

○モニタリング

現時点における構成要素の情報を網羅的・体系的に集約したモニタリング・カルテを作成し、構成資産及び緩衝地帯の状況を定期的に把握する。モニタリングの結果を年次報告書にまとめ、世界遺産の運営体制に基づき、長崎地区管理保全協議会に対して報告し意見を求める。構成資産に対する負の影響が確認された場合には原因を除去又は影響を軽減させるための対策を講じ、その後の点検を行うとともに、実施した対策の効果検証を行う。

これまでに3D レーザー計測により島内全域を記録した(図 4)に加え、今後は定点カメラを4台設置して現況の記録と監視を実施する。特に監視が必要と判断される護岸遺構・生産施設遺構・居住施設遺構の個々の箇所を特定し、半年に1回の割合で亀裂幅及び傾きを計測する。



図 4 「3Dレーザー計測」で作成した端島炭坑3Dモデル

(2) 決議第5項 d)プロジェクトの期限、段階的な事業の実施方法、アクションプラン

1) 端島の護岸保全等に関する検討部会の設置

端島炭坑跡の保全にかかる修復整備を、今後も段階的かつ継続的に事業を実施していく必要があることから、長崎市ではこれまでも高島炭鉱整備活用委員会や、高島炭鉱整備活用委員会工法検討会議等を設置しており、専門家による検討を重ねてきた。更に、顕著な普遍的価値に貢献する要素である護岸(文化財保護法に基づく国の史跡地内)に関して、修復方法等について総合的な調整を行いつつ、今後の保全・修復等を進め、観光資源としての活用についても検討を行うこ

とを目的として、長崎地区管理保全協議会(非稼働)の下に「端島の護岸保全等に関する検討部会」(以下、「端島護岸検討部会」という)を設置した。構成メンバーや、これまでの開催状況及び議題については以下のとおりである。

(構成メンバー)

この端島護岸検討部会は以下のメンバーによって構成される。

【検討メンバー】	内閣官房	稼働資産を含む産業遺産に関する有識者会議委員 産業遺産の世界遺産登録推進室参事官
	内閣府	地方創生推進事務局参事官
	文化庁	文化資源活用課長
	観光庁	観光地域振興部 観光資源課長
	国土交通省	水管理・国土保全局 海岸室長
	国土交通省	港湾局 海岸・防災課長
	長崎県	土木部 港湾課長 教育庁 学芸文化課長 文化観光国際部 世界遺産課長
【事務局】	内閣官房	産業遺産の世界遺産登録推進室
	長崎市	文化観光部 世界遺産室
	長崎市	土木部 土木建設課



図 5 端島護岸検討部会の構成メンバー(第 4 回検討部会開催の様子)

(これまでの開催状況及び議題)

○第1回

日時:平成 30 年4月 23 日

- 議題:1 端島護岸検討部会の設置について
2 端島護岸に関する検討・調整経緯について
3 今後の端島護岸検討部会の進め方について

○第2回

日時:平成 30 年 7 月 24 日

- 議題:1 第1回端島護岸検討部会議事要旨(案)について
2 第 42 回世界遺産委員会の決議に関する報告
3 今後の端島護岸検討部会の進め方について

○第3回

日時:平成 31 年 1 月 30 日

- 議題:1 申合せの改正について
2 第2回端島護岸検討部会議事要旨(案)について
3 端島の台風被災状況及び今後の対応方針について
4 端島の護岸調査等について

○第4回

日時:令和元年 10 月 15 日

- 議題:1 申合せの改正について
2 第3回端島護岸検討部会議事要旨(案)について
3 端島護岸に係る追加検討項目に対する検討状況について
4 端島の台風被害状況及びその対応について

(今後の方向性)

端島護岸検討部会において、今後も護岸調査等の結果を踏まえつつ、資産所有者である長崎市や長崎県、関係省庁が護岸の修復方法等の調整を含めた今後の保全・修復等について横断的に検討を行っていく予定である。

2) 端島の整備スケジュール

平成 29 年 11 月 30 日に提出した保全状況報告書においても、端島の保全措置に関連して、第 I 段階前期(1～5 年)、第 I 段階後期(6～10 年)、第 II 段階(11～20 年)、第 III 段階(21～30 年)の 30 年間にわたる、10 年ごとのスケジュールを報告したところであるが、引き続き検討を進め、長崎市は整備の内容に応じてその詳細なスケジュールについても作成した。(表 4)

長崎市は年度ごとの整備目標設定を含む年次計画として第 I 段階にあたる 10 年間にわたる計画を策定し、同時に予算措置を行った。保全措置にかかる考え方は、下記のとおりであり、この考え方に基づいて第 I 段階にあたる 10 年間のスケジュール(表 4)が定められた。

【遺跡の特質・現状を踏まえた保存のための修復にかかる考え方】

端島炭坑の保全を考える上で、以下の3点が重要である。

- ・ 島内の遺構・遺物の保存基盤となる端島の地形を守るために、周囲の護岸・擁壁の機能を維持する「島の存続維持」
- ・ 史跡の本質的価値、世界遺産の顕著な普遍的価値を示す「遺構の安定的維持」
- ・ 顕著な普遍的価値に貢献する構成要素以外の海上からの遠景では軍艦のような独特のシルエット、近景では劣化破損が進行した廃墟の景観といった「景観の維持」

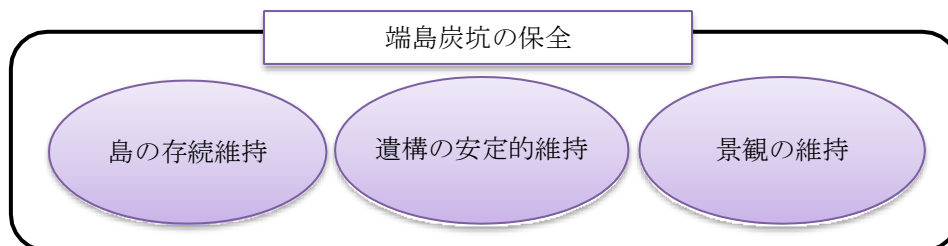


図 6 端島炭坑における保全

これら3点を構成要素ごとに総合的に判断し、優先順位を付けて物理的な改善手法を講じる。また、鉄筋コンクリート造の生産施設遺構や居住施設遺構については、劣化・破損が進行していることから、技術的・財政的な観点を加味しつつ、優先順位をつけて、段階的に修復を実施していく。

上記の3点は、顕著な普遍的価値に貢献する構成要素の維持・保存の観点から次のとおり再整理できる。

- ・ 世界遺産としての顕著な普遍的価値に貢献する構成要素(明治時代の護岸遺構・生産施設遺構)を安定的な状態で維持するための修復。
- ・ 構成要素の劣化状況、適用可能な保存技術の有無、世界遺産の顕著な普遍的な価値への貢献度、他の構成要素及び来訪者の安全性への影響の程度、必要とされる予算等の諸側面から、総合的・多角的に判断して優先順位を設定し、段階的に修復に着手する。

- 世界遺産としての顕著な普遍的価値に貢献する構成要素以外の史跡の価値を表す構成要素（コンクリート造の生産施設遺構）及び史跡の価値と密接に関連する構成要素（居住施設遺構）を修復することにより、軍艦のような独特のシルエット、石炭産業の発展・衰退の歴史、炭坑コミュニティの実態を表す証拠を継承する。
- 端島炭坑に存在する鉄筋コンクリート造の遺構の中には、劣化・破損の進行により将来的に構造体としての維持が困難となるものも含まれている。長期的にはそれらの密度が徐々に低下していくことは避けられないものの、周囲の海上から展望される軍艦のようなシルエットの維持には配慮を行う。

表 4 端島炭坑整備スケジュール

要素成	名称	準備期間				第 I 段階 前期(1~5年)					第 I 段階 後期(6~10年)				
		H26	H27	H28	H29	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
遺構壁	石積み擁壁 変位計測					↔								↔	
生産施設遺構	第3竖坑捲座 補修・補強	↔					↔								
	入坑棧橋(検診所) 補修・補強		↔					↔				↔			
	貯炭ベルトコンベア 補修・補強								↔				↔		
	ドルシクナー 補修・補強									↔				↔	
	第4竖坑捲座 補修・補強										↔				
	第4竖坑 補修・補強												↔		↔
	第4竖坑 櫓基礎 補修・補強												↔		↔
	1号棟 補修・補強													↔	
	積込ベルトコンベア(海側) 補修・補強													↔	
	変電所 補修・補強														↔
	圧気機室(大) 補修・補強														↔
	圧気機室(清水タンク寄り) 補修・補強														↔
	主要扇風機室 補修・補強														↔
	第4竖坑風洞 補修・補強														↔
居住施設遺構	3号棟 補修													↔	
	3号棟 補強													↔	
	70号棟 下部埋戻し(緊急の事業)		↔												
その他	工事用通路整備 L=530m													↔	
	樹木等伐採					↔									
	新見学通路整備														
	調査研究者用避難施設整備														
	モニタリング(カメラ観測)(単)					↔									
	3D計測 1回/6年						↔							↔	
	整備基本計画更新														↔
	遺構調査研究							↔					↔		

3)プロジェクトの期限

資産を将来に継承するため、優先度を考慮して修復を行う必要がある。段階的に保全措置を講じるため、長崎市は前述のと通りの 30 年間にわたる長期的な計画及び、10 年間の年次計画を示した。10 年間の年次計画の最初の終期は第 I 段階が完了する令和9年度を見込んでいる。30 年間の長期的な計画は 10 年ごとに見直しが行われる。端島炭坑跡の修復に関しては、工法が確立されていない領域も含まれるため、今後の工法の検討等や計画の見直しに応じて、全体的なプロジェクトの終期を変更することとする。

4. 参照すべき付属資料

付属資料1	端島炭坑跡建物等調査結果
付属資料2-1	発掘調査成果(端島炭坑跡坑口記録調査)
付属資料2-2	発掘調査成果(端島炭坑跡地下遺構範囲確認調査)
付属資料3	第3竖坑捲座の構造調査(端島炭坑跡建物等調査)

決議(42COM 7B.10)第6項

6 全構成サイトにおいて来訪者数のモニタリングが体系的に行なわれており、その結果を踏まえ、受入能力 (carrying capacity) を含む来訪者管理戦略を 2018 年に策定予定であることに更に留意し、また、締約国に対し、当該戦略が完成した際には、諮問機関によるレビューのため世界遺産センターに提出することを要請し

1. 背景・経緯

- イコモス評価書 (WHC-15/39.COM/INF.8B) において、以下の点が記述された。
 - ▶ これまでに世界遺産一覧表に記載された日本の資産の傾向から判断すると、構成資産への来訪者数は増加することが見込まれる。増加の程度は、各構成資産の場所、アクセスの利便性、一般公開の時間帯等により異なるであろうが、記載後には来訪者数の増減を記録するモニタリングが必要である。
 - ▶ 構成資産の基本的な構造に負の影響を与えないようにするために、受け入れ可能な来訪者の収容能力を査定し、決定する戦略が必要である。特に松下村塾 (エリア 1、構成資産 1-1)・旧グラバー住宅 (エリア 6、構成資産 6-8) において対策を要する。
- 第 39 回世界遺産委員会決議 (39.COM 8B.14) において「c) 資産に対して危機をもたらす可能性の高い潜在的な負の影響を軽減するため、各構成資産における受け入れ可能な来訪者数を定めること」と勧告された。
- 平成 28 年度から 30 年度の 3 ヶ年にわたって、来訪者数の現況把握調査を実施した。
- 平成 29 年 11 月 30 日に提出した保全状況報告書において来訪者管理戦略の策定について進捗状況を報告した。
- 調査結果を踏まえ、受入能力 (carrying capacity) を含めて検討を行い、その成果として令和元年 11 月に来訪者管理戦略を策定した。

2. 来訪者管理戦略の概要

(1) 来訪者管理戦略の検討の手順

来訪者管理戦略は、以下の具体的な手順によって検討作業を行った。なお、これは平成 29 年 11 月 30 日に提出した保全状況報告書において報告したとおりである。

- 1) 各構成資産における来訪者数の現況・推移を把握するために、平成 28 年度から平成 30 年度にかけて現況把握調査を行う。
- 2) 現況把握調査と並行して、各構成資産に共通する「来訪者管理の望ましい姿」を将来の目標として策定する。
- 3) 各構成資産に共通する「来訪者管理の望ましい姿」との整合性を図りつつ、各構成資産における来訪者管理の現状・課題を整理し、改善の方針・方法を示す。
- 4) 平成 31 年度 (令和元年度) に現況把握調査の成果について詳細な分析を行い、調査と並行して策定した「来訪者管理の望ましい姿」に基づき、その実現に向けたプロセスを

来訪者管理戦略として定める。

(2) 現況把握調査の結果概要

定量調査：各構成資産の1日の来訪者数とその変動を把握した。また、構成資産への特筆すべき影響が見られた場合は、それを記録した。

来訪者数の把握は、各構成資産の規模・性質・立地、管理のための人員体制等を考慮し、それぞれに適した方法により実施した。

その結果、各構成資産の1日の来訪者数は、平日・休日・休暇時期の別、イベント開催の有無等により大きく変動していることが判明した。なお、構成資産への特筆すべき影響が報告されることはなかった。

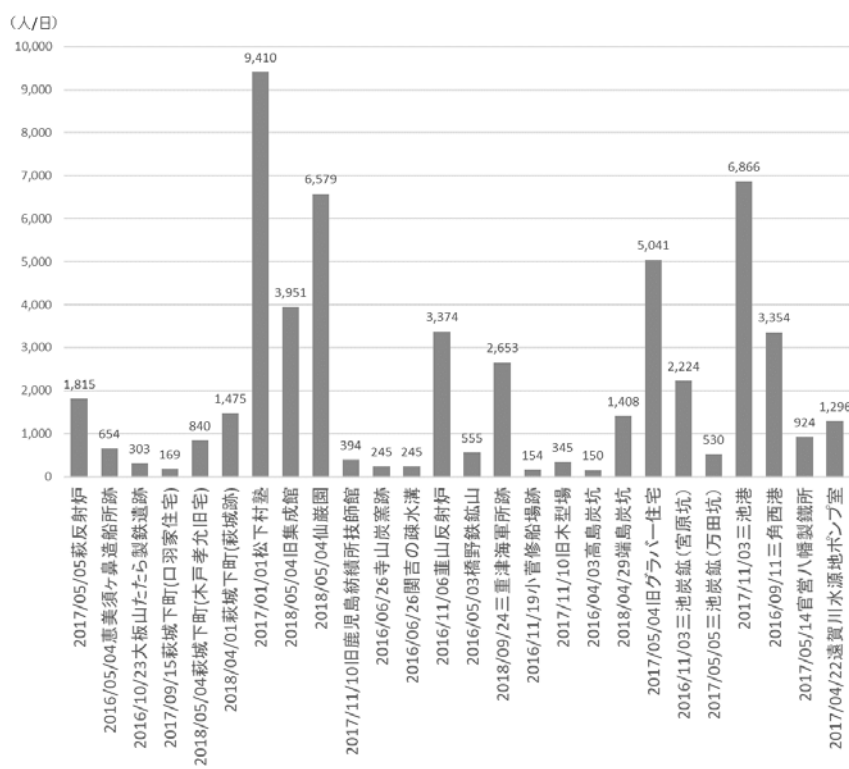


図 7 独自イベント開催日（三池炭鉱万田坑）を除く1日の来訪者数の最大規模
(平成 28 年 4 月～平成 30 年 3 月)

定性調査：各構成資産の1日の来訪者数の増減が構成資産や来訪者の安全・安心、快適に与える影響を観察し記録した。また、来訪者が構成資産で過ごす時間を把握した。なお、平成29年度は全ての構成資産で定性調査を実施し、その結果を分析することにより、構成資産及び来訪者の理解の増進及び満足度等の向上に影響する管理のための指標を抽出した。

その結果、来訪者がつまずいたり、関心のある展示物が探し当てられなかったり、屋内に入る構成資産において、入口などで来訪者が円滑に移動できない規模となる団体旅行等が集中する場合に混雑が発生すること等を確認した。これらは、来訪者の快適性・満足度にも影響を与えていると考えられる。

※なお、このような状況は、来訪者の動線を工夫したり、同時に来訪する団体旅行・人数を管理したりすることにより、排除することが可能である

構成資産の理解度を高めるためには、来訪者が構成資産において過ごす時間が長いことが望ましいと考えられるが、1日の来訪者数が多い場合には構成資産とそのインタープリテーションを体験する時間が十分持てない可能性がある。

エリア	資産	現状値 (定性調査結果より)
萩	萩城下町 (口羽家住宅)	1 件/年
長崎	高島炭坑	9 件/年
	旧グラバー住宅	46 件/年
その他		0 件/年

表 5 来訪者数の増減が構成資産及び来訪者の安全・安心、
快適感に与える影響が確認された件数
(平成29年4月～平成30年3月)

満足度調査：来訪者が多くなる5月のゴールデンウィーク、8月の夏季休暇を中心に、各構成資産の来訪者からアンケートを回収することにより、来訪者の満足度及び課題・要望を把握した。

来訪者の満足度調査の結果からは、構成資産の規模等によるものではあるが、2時間以上滞在した来訪者は構成資産の価値を理解し、満足する傾向がうかがえた。ここから、滞在時間、ガイドによる対応等が、来訪者の高い満足度に大きく影響するとともに、目標水準を管理する指標となり得ることが判明した。

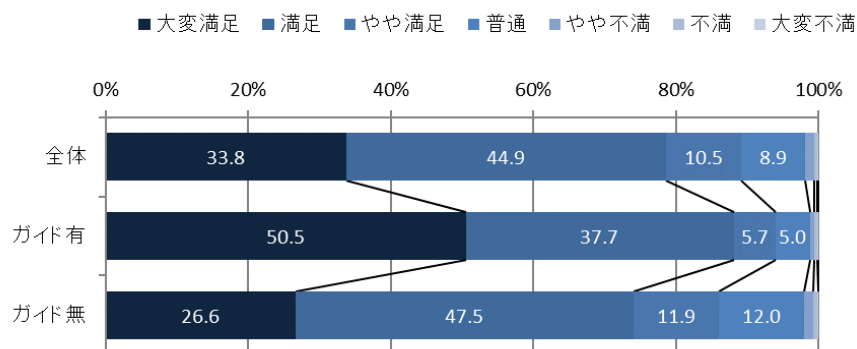


図 8 ガイドの有無と構成資産全体に対する満足度との関係

(N=5141)

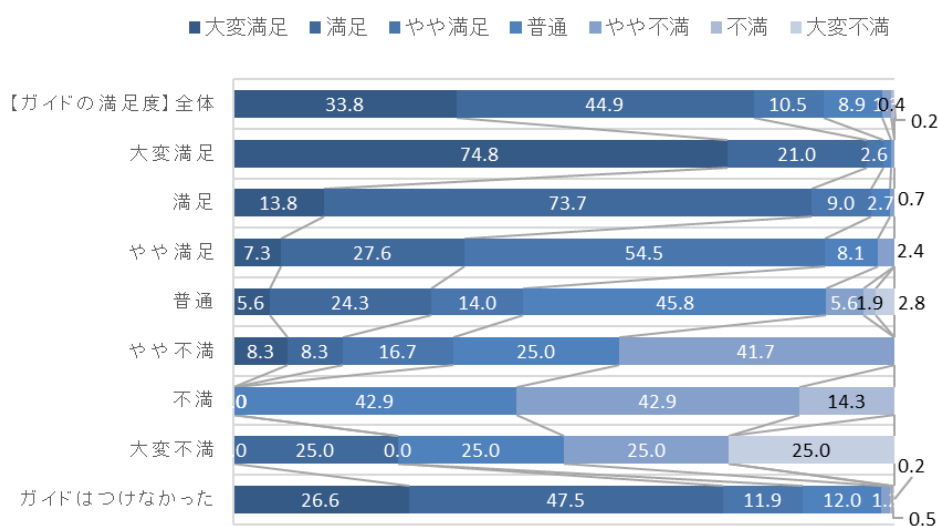


図 9 ガイドに対する満足度と構成資産全体に対する満足度との関係

(3) 来訪者管理戦略の内容

(来訪者管理戦略の基本的な考え方)

この来訪者管理戦略を策定するにあたって、管理の対象を、構成資産 (A)、周辺環境 (B)、来訪者 (C) とした。構成資産 (A) は、来訪者 (C) からの物理的な影響が発生しているか否かを監視し、発生危険性がある場合には、未然に防止すべき対象である。また構成資産 (A) の周辺環境 (B) は、ともに来訪者 (C) に対して理解の増進及び満足度の向上のための情報・サービスを適切に提供しているか否かを確認すべき対象である。(図 10)

前述した3カ年にわたる現況把握調査結果を踏まえて、来訪者管理の望ましい姿を設定

し、来訪者管理戦略を策定した。その構造については、図 10、図 11 のとおりである。

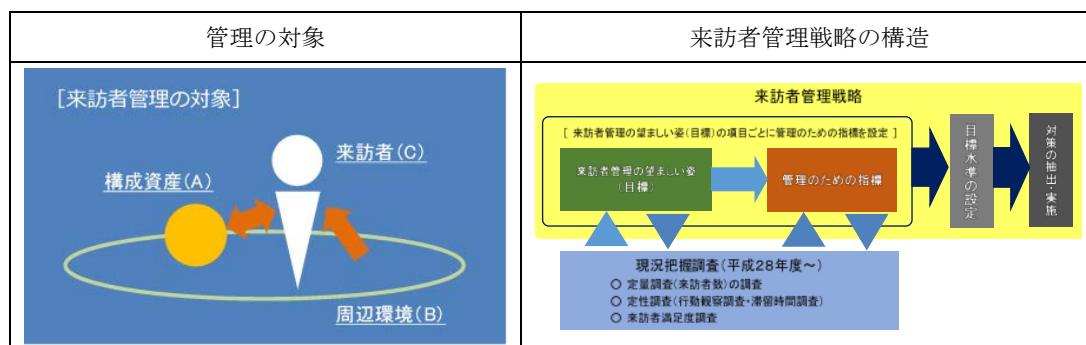


図 10 来訪者管理戦略の管理の対象と構造図

管理対象	来訪者管理の望ましい姿 (目標)	
① 構成資産 (A)	物理的損傷 構成資産の土地・部材等が物理的に損なわれないこと	1.構成資産を物理的に守れる施設・設備が整備されていること 2.そのための運営体制があること
	-1 安全・安心 来訪者が安全・安心感を充足していること	1.来訪者の安全・安心を守れる施設・設備が整備されていること 2.そのための運営体制があること
② 構成資産 (A) / 周辺環境 (B)	-2 理解促進 来訪者が満足感を充足していること	1.来訪者の理解促進・深化に資する施設・設備が整備されていること 2.そのための運営体制があること
	-3 歓待・もてなし 来訪者の快適感を充足していること	1.来訪を楽しむ施設・設備が整備されていること 2.そのための運営体制があること
	③ 来訪者 (C)	来訪者が安全・安心感、快適感、満足感を持ち、価値を理解するために十分な時間滞在し、再来訪を意図する状態

図 11 来訪者管理の望ましい姿

第 39 回世界遺産委員会決議 (39COM 8B.14) の勧告 c) (以下、「第 39 回決議勧告 c)」という) は、来訪者数が資産の“Carrying Capacity”を定めることを求めているが、3 年間にわたる多角的な現状把握調査の成果によると、来訪者数の増減のみに起因する来訪者による負の影響及び、負の影響を与えかねない重大な事例は確認することができなかった。

定量・定性調査等、多角的な調査の結果からも来訪者数を閾値として負の影響を防止することが可能とは言えなかった。また来訪者の密度や形態なども、ピーク時とそれ以外といっ

た時間帯や団体の有無などによって日単位であっても一様ではない。このため、受け入れ可能な来訪者数の上限を、因果関係を以て単一の数値で限定することは必ずしも有効ではない。

むしろ、常に変動する来訪者による構成資産への負の影響を防止するためには、年間あるいは一日の来訪者数に閾値を設けるというスタティックな管理ではなく、多様な指標を用いて変動の影響を確認し、適切な対応を講じることが勧告 c)の要請に実質的に応えるためには不可欠であると考えられる。

この考え方に基づき、第 39 回決議勧告 c)の目的である「資産に対して危機をもたらす可能性の高い潜在的な負の影響を軽減するため」に、来訪者管理の望ましい姿を示す多様な指標を有効に組み合わせて設定し、影響のモニタリング及び状況のマネジメントをダイナミックに行うことを来訪者管理戦略の要諦とした。

これまでの来訪者調査の結果では、負の影響を与えかねない状況は、団体客が一度に訪問する、あるいは急な天候変化で来訪者が屋内に一時に集中するなどの環境下において、集中して発生していた。その理由の一つとして、明治日本の産業革命遺産を構成する建造物には、大規模寺院や公共施設と異なって、そもそも不特定多数の同時利用を想定していない、プライベート施設である旧グラバー住宅や松下村塾などが含まれているという特徴がある。

こうした建造物の保全においては来訪者の絶対数ではなく、スムーズに来訪者を導くことが重要であることが分析された。

例えば、旧グラバー住宅では、多数の来訪者による構成資産そのものへの負の影響よりも、安全・安心や快適感に与える影響のほうが多く観察された。混雑を緩和し、来訪者の安全で円滑な見学を実現するための方策としては、統一ロゴ・デザインの誘導サインの設置、見学ルートの見直し、出入口を限定してコースを設定する「見学ルール」の設定等が有効である。こうした来訪者の自由な流れを阻害しない範囲で安全面に配慮した対策をとることが重要となる。

さらに、来訪者による負の影響の軽減と顕著な普遍的価値(以下、「OUV」(Outstanding Universal Value) という)の理解促進の両立が第 39 回決議勧告 c)の趣旨であるとの認識を踏まえ、来訪者管理の望ましい姿を、来訪者による負の影響がマネジメントされている状態及び来訪者による OUV の理解が進んでいる状態でなければならないと定義し、来訪者管理戦略の目的とした。

(来訪者管理戦略の骨格)

- ① 来訪者による負の影響がない状態の定義
 - ✓ 資産・周辺環境・来訪者を対象にした望ましい姿を定義
(“Visitor Management Vision” : 「保全状況報告書 (H29.11)」)
- ② 来訪者による負の影響がない状態であることを確認できる指標の設定
 - ✓ 共通指標、個別指標 (3年間の現況把握調査の成果より設定)
- ③ 来訪者による負の影響がない状態を維持するためのアクション
 - ✓ 個別の構成資産の特色を踏まえた指標と目標値の設定
 - ✓ 指標を維持・改善するための取組・事業
 - ✓ モニタリング方法及び指標が悪化した場合の対策の用意

(戦略の期間)

令和元年度を初年度とする8年間。

(戦略の遂行体制)

個別の資産の来訪者管理戦略の遂行はそれぞれの資産管理者が実施し、内閣官房がこれを支援する。

(来訪者管理の望ましい姿 “Visitor Management Vision”)

この来訪者管理戦略における、「来訪者管理の望ましい姿」とは、来訪者が安全・安心感、快適感、満足感を持ち、価値を理解するために十分な時間滞在し、再来訪を意図する状態である。

なお、「望ましい姿」を管理・確認するために、管理対象の区分とともに構造化し、目標として示し、この枠組みを活用して「個別の構成資産の戦略」を記述した。

(指標や目標値の設定)

「望ましい姿」であることを管理・確認する指標は、構成資産全体での管理水準の確認のための構成資産で共通に活用する指標(共通指標)と個別の構成資産の課題に対応した管理水準の確認のための個別指標で構成する。

共通指標はこれまでの来訪者調査から得られた主要な指標から設定した。個別指標は個別の構成資産の現状、今後の管理の方向性、予定している取組から、個別の構成資産管理者が設定し来訪者管理戦略に明記した。

○共通指標

- ✓ 構成資産及び来訪者の安全・安心感、快適感に影響を与えた件数
定性調査（観察調査）で把握した来訪者による影響のこと
・資源の摩滅等、侵食等、損壊、汚染、ゴミ、安全障害、伝達障害、その他
- ✓ 構成資産からの隔離施設・設備の有無
隔離施設・設備の有無とは、“資産の壊れやすい箇所を物理的に傷つけることを防ぐ施設・設備”を示す。立ち入り禁止を確実にする施設、柵や手すりなどの設備などが該当
- ✓ 満足度
- ✓ 滞在時間
- ✓ 理解度
- ✓ 関心喚起度
- ✓ 再来訪意向
- ✓ 課題指摘割合
課題指摘割合は、混雑、損壊、エンターテイメント不足、食事施設、トイレ等の5つの指標から設定。うち、混雑、損壊の2つは必須

○個別指標（例）

- 【物理的損傷に関連する指標】
 - ✓ 消防施設改修の有無
 - ✓ 巡回回数
 - ✓ 監視カメラの設置数
- 【来訪者の安全・安心に関連する指標】
 - ✓ 動線設定の有無
 - ✓ スタッフの巡回等
 - ✓ 転落防止柵・手すりの設置
- 【理解促進に関連する指標】
 - ✓ 案内・解説板設置の有無、更新
 - ✓ パンフレットの多言語化
 - ✓ ガイダンス施設の設置
 - ✓ ガイド研修会
- 【歓待・もてなしに関連する指標】
 - ✓ 管理・便益施設の更新
 - ✓ ニーズ把握のための巡回等
 - ✓ 各種イベントの開催数、夜間開館の実施

(モニタリング)

定量調査は、来訪者管理戦略で用いる管理の指標そのものを把握するものではないが、年

間あるいは1日あたりの来訪者数の変化は常に把握すべきものであることから、継続して実施する。そのうえで、顕著な変動（増加）があった場合は、個別の構成資産管理者によって、定性調査の実施による管理指標への影響の把握、また変動要因の分析と対策の検討を行い、対象期間内であっても必要に応じて来訪者管理戦略を見直す。

また定性調査は、これまでと同様の頻度で実施することが難しい場合は、資産の巡回時などにおいて、構成資産及び来訪者の安全・安心感、快適感に影響を与えた件数を把握することとする。

なお、共通指標で多く活用する満足度調査は、大規模な調査となることが予想される。対象期間が8年間であることから、次期戦略への改定作業に間に合うよう、内閣官房が支援して、対象期間の5年経過時に実施する。

モニタリングの結果、指標悪化の要因として、年間あるいは一日あたりの来訪者数が著しく上がった場合には、負の影響が発生する可能性がある時間帯や来訪形態について検討し、「望ましい姿」に近づくよう来訪者数を平準化する対策を講じることとする。具体的には、時間帯ごとのきめ細かな入場数制限やガイド付きのみでの入場許可、さらには料金によるコントロール等の検討を行う。

このような新たな制度設計・導入は個別の資産管理者が主体となるが、内閣官房も必要な情報提供や助言を行うものとする。

（個別の構成資産の来訪者管理戦略）

「個別の構成資産の来訪者管理戦略」は、あるべき姿の実現状況をデータに基づいて確認できる骨格とし、さらにデータと管理のために具体的に実施する来訪者管理施策を紐づけることで、PDCA サイクルが回るように設計した。このとき、具体的な来訪者管理施策が「修復・公開活用計画」に記載されているものが多いことを踏まえ、施策や有効期間等について「修復・公開活用計画」と整合的なものとした。

また、個別の資産の状況を踏まえつつ、管理の全体水準を高めるために管理指標を共通指標と独自指標に区分して活用することとした。

なお、長崎エリアの長崎造船所の第三船渠、ジャイアント・カンチレバークレーン、旧木型場及び占勝閣等の稼働資産については、現在非公開の施設であり、今回の来訪者管理戦略の対象から除外している。今後、資産の操業と保全のバランスの中で、場合によっては来訪者管理戦略を検討する必要があるものとする。

3. 参照すべき付属資料

付属資料4 来訪者管理戦略（個別の構成資産の来訪者管理戦略を含む）

決議(Decsion42COM/7B.10) 第7、8、9項

- 7 インタープリテーションが全てのサイトで準備され、デジタル形式のツールが開発された一方、開設予定のインフォメーションセンターを含め更なる改善が図られる予定であることに更に留意し
- 8 センターが完成され次第、インタープリテーション全体について改めて報告するよう締約国に更に要請し
- 9 OUVによってカバーされている期間及びそれ以外の期間も含め、資産の歴史全体のインタープリテーションやデジタル形式のインタープリテーション資料に関する作業を引き続き行う上でインタープリテーション戦略に関する国際的なベストプラクティスを考慮に入れるよう締約国に強く促し

1. 背景・経緯

- イコモス評価書(WHC-15/39.COM/INF.8B)において、インタープリテーションに関して以下の諸点が記述された。
 - 構成資産のインタープリテーションは、ほとんど、個別の構成資産に限定されており、資産全体の顕著な普遍的価値並びに各構成資産が資産全体及び他の構成資産とどのように関係しているかについてのインタープリテーションが、必ずしも提供されていない。
 - 緊急に必要とされることは、各サイト又は構成資産がいかに資産全体に関係しているのか、特に日本の産業化の1又は2以上の段階をどのように反映し、どのように顕著な普遍的価値に貢献しているのか、ということを伝える明確なインタープリテーションである。
- 第 39 回世界遺産委員会決議(39COM 8B.14)において、「g) 推薦資産のプレゼンテーションのためのインタープリテーション(展示)戦略を策定し、各構成資産がいかに顕著な普遍的価値に貢献し産業化の1又は2以上の段階を反映しているかを特に強調すること。また、各サイトの歴史全体についても理解できるインタープリテーション(展示)戦略とすること」と勧告された。
- ユネスコ世界遺産一覧表への記載決定時の日本政府のステートメントについても脚注で言及し、以下のように指摘があった。
 - 各サイトの歴史全体についても理解できるインタープリテーション(展示)戦略とすること。
- インタープリテーション戦略の策定にあたって、世界遺産全体と構成資産/サイト特有の2つの主要レベルについて、海外専門家によるインタープリテーション監査を実施するとともに、イコモス国際学術委員会委員長を招聘し、サイトの「歴史全体」のインタープリテーションに関する助言を受けた。

- これらを踏まえ、平成 29 年 11 月 30 日に提出した保全状況報告書において、インタプリテーション(展示)戦略を策定し、これを付属資料として添付した。
- なお、インタプリテーション全体については、産業遺産情報センターが完成され次第、改めて報告する予定である。

2. 対応・手法と成果

(1) 対応・手法

日本国政府は、第 42 回世界遺産委員会決議(42COM 7B.10)の第7、8、9項における要請事項等について、以下の手法により対応した。

- インタプリテーション監査の実施
世界各国の産業遺産及びそのインタプリテーションに精通した海外専門家による詳細なインタプリテーション監査を実施した。
- エリア別のインタプリテーション検討
インタプリテーション監査の結果も踏まえつつ、先に提出したインタプリテーション戦略と整合の取れたエリア別のインタプリテーションのあり方を検討した。
- 各サイトのインタプリテーション施設における解説等の適正化
各サイトのビジターセンター等における個々の展示解説について、明治日本の産業革命遺産のストーリーとの整合を図るため、国際的専門家による確認を順次実施することとし、見直し作業に着手した。
- 産業遺産情報センターの設置に向けた検討・準備
インタプリテーション戦略に基づき、更なるインタプリテーション改善に向け、国内外の有識者の意見を踏まえつつ、今年度中を目途に設置する方針の産業遺産情報センターにおけるインタプリテーションに関して検討を行った。

(2) 成果

1) 世界遺産全体のインタプリテーションの監査報告書(平成 31 年(令和元年)2~8月、内閣官房と海外専門家が作成)

インタプリテーション戦略に則り、各エリアの構成資産現地及びビジターセンター等におけるインタプリテーションの現状について、内閣官房、世界遺産協議会(旧称:「九州・山口の近代化産業遺産群」世界遺産登録推進協議会)、一般財団法人産業遺産国民会議(以下、「産業遺産国民会議」という)で連携して海外専門家による監査を実施した。

○第1回インタープリテーション監査

- ・実施年月日 :平成 31 年2月 26 日(火)～3月1日(金)
- ・実施エリア :長崎エリア(2月 26 日～28 日)・佐賀エリア(3月1日)
- ・実施監査者 :サラ・ジェーン・ブラジル氏、バリー・ギャンプル氏

○第2回インタープリテーション監査

- ・実施年月日 :令和元年8月 20 日(火)～8月 29 日(木)
- ・実施エリア :鹿児島エリア(8月 20 日)・三池エリア(8月 21 日～22 日)・八幡エリア(8月 23 日)・萩エリア(8月 24 日)・葦山エリア(8月 26 日)・釜石エリア(8月 27 日～28 日)・協議(8月 29 日)
- ・実施監査者 :サラ・ジェーン・ブラジル氏、バリー・ギャンプル氏

2) エリア別のインタープリテーションのあり方の検討

インタープリテーション戦略に則り、各エリアにおけるインタープリテーションの質の向上を図るための取組を総合的に進める観点から、全8エリアにおいて、インタープリテーションのあり方を検討した。

この中では、各エリアにおけるインタープリテーション施設等の階層や相関関係のほか、「各サイトの歴史全体」を理解できる施設等の一覧を検討した。また、この検討結果を活用して、長崎エリア、釜石エリアでは、産業遺産国民会議が文化庁等の支援を受けつつ、来訪者向けの地域版ガイドマップを制作した。

「文化遺産サイトのインタープリテーション及びプレゼンテーションに関するイコモス憲章」(2008年)においては、インタープリテーションは文化遺産保管理プロセスの一部に位置づけられている。世界遺産価値のインタープリテーションのために、世界遺産のビジターセンター及び各構成資産のインタープリテーション施設において、世界遺産価値が正確に反映されたパンフレットなどのインタープリテーションツールを設置することが求められている。

世界遺産価値は構成資産全体で一つであり、世界遺産価値の保全は、ローカルな価値や国が評価した文化財としての価値のインタープリテーションとも共存するが、世界遺産のビジターセンターでは世界遺産価値を優先し、世界遺産価値の展示が一番際立つ形でプレゼンテーションされ、世界遺産を訪問していることやその資産の重要性を来訪者が理解しやすいような形で出迎えることが必要である。また、ビジターセンターにおいては、世界遺産価値について、そして構成資産が世界遺産価値にいかに関与するかについて、展示解説、印刷物、電子出版物、公的なレクチャー、直接的・間接的な教育プログラム、副読本、コミュニティ活動、さらには研究、トレーニング、インタープリテーションの評価などにも適切かつ正確に記載することがきわめて重要である。

インタープリテーションツールについては、基本となるツールとして、推薦書(多数の国内外の専門家の協力を得て作成)、推薦書ダイジェスト版、ミニパンフレットのほか、地域版ガイドマップとスマートフォン向けアプリがある。各地のビジターセンターにおいて配布される各自治体作成の独自

のパンフレットは、あくまでも世界遺産価値を説明するパンフレットを補完するものであり、全てのビジターセンターでは、推薦書ダイジェスト版やミニパンフレットが常に閲覧、または配布できるように準備する必要がある。内閣官房は、各ビジターセンターにおいてこれらの資料が常に閲覧または配布されるように配慮していく。

各自治体が独自に作成するパンフレットやウェブサイトにおいて、当該自治体内の資産を中心に取り上げた独自のストーリーを語る場合にも、必ず明治日本の産業革命遺産の全体についてのミニパンフレットに言及する、または、明治日本の産業革命遺産の公式ウェブサイトを参照することとしている。

下図のとおり、内閣官房と産業遺産国民会議は各地のインタープリテーションが適切に行われるように調整する上で密接に連携協力しており、世界遺産のビジターセンターにおいて、明治日本の産業革命遺産の世界遺産価値が地域の歴史的・文化的価値と調和した形でインタープリテーションがなされるよう、適切な指導・協議を行っている。

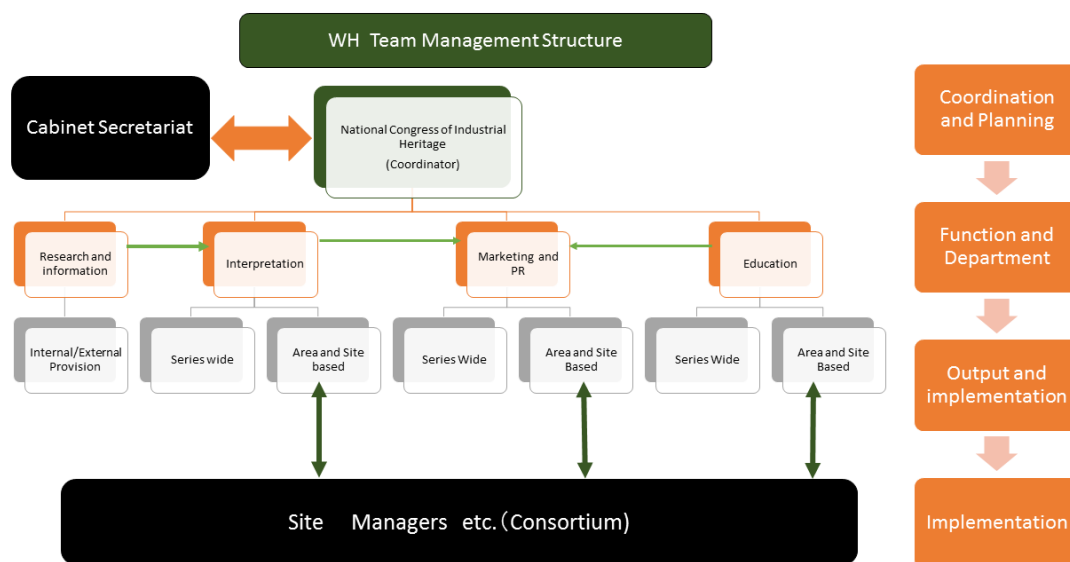


図 12 インタープリテーションに関する管理体制

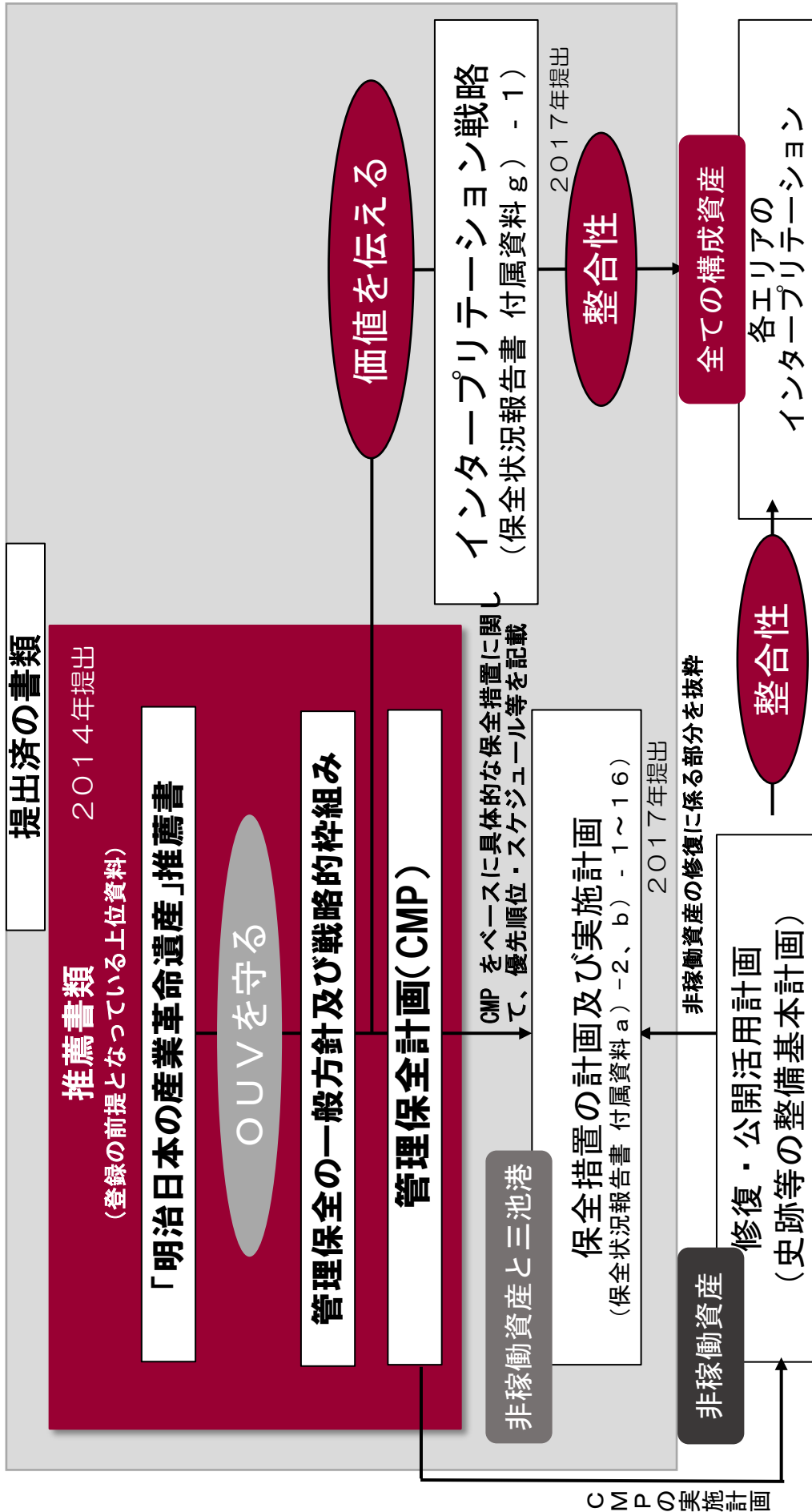
(エリア別のインタープリテーションのあり方の検討)

主な論点は以下の通りである。

- (1) インタープリテーション戦略の考え方
- (2) 物理的インタープリテーション及びプレゼンテーションの階層・相関
- (3) インタープリテーション施設及び展示内容
- (4) エリアにおけるビジターセンターについて
- (5) 「重工業の歴史」の解説を行っている施設について
- (6) 「各サイトの歴史全体」の解説を行っている施設について
- (7) 各構成資産の現場における展示等について
- (8) 統一ロゴを使用した道路標識等の設置について
- (9) デジタルコンテンツの充実について

図 13 明治日本の産業革命遺産」関連計画等の関係図

明治日本の産業革命遺産」関連計画等の関係図



- ※ 三菱長崎造船所の4資産(第三船渠、ジャイアント・カンチレバークレーン、旧木型場、占勝閣)については、管理保全計画(CMP)に基づき日常的な維持管理の行為を継続していくことにより顕著な普遍的価値は確実に継承されることから、「修復・公開活用計画」及び「保全措置の計画及び実施計画」を作成していない。
- ※ 三池港については、「保全措置の計画及び実施計画」を作成し、その抄録を2017年12月の保全状況報告書の付属資料b)-15-2として提出している。別途「修復・公開活用計画」は作成していない。
- ※ 官営八幡製鐵所の修復等の計画は2017年9月に『世界遺産条約履行のための作業指針』第172項に基づき提出しており、「修復・公開活用計画」及び「保全措置の計画及び実施計画」は作成していない。

3) 世界遺産ビジターセンターの整備

- ・ インタープリテーション戦略に則り、各エリアにおいて、世界遺産ビジターセンターの整備が進められた。平成 27 年の登録時以降に設置ないし展示内容の充実等を行った主なものとしては、平成 28 年の葦山反射炉ガイダンスセンター(葦山エリア)、橋野鉄鉱山インフォメーションセンター(釜石エリア)、平成 29 年の明倫学舎(萩エリア)がある。

4) 地域版ガイドマップ

- ・ エリア別インタープリテーションのあり方の検討の過程を通じ、産業遺産国民会議が文化庁等の支援を受けつつ「地域版ガイドマップ」の作成を進めており、平成 30 年度には長崎エリアを、平成 31(令和元)年度には釜石エリアを順次作成している。その他のエリアについても、今年度以降、順次作成を進め、全 8 エリアについて作成する予定である。
- ・ マップの掲載項目としては、「明治日本の産業革命遺産」の構成資産や世界遺産ビジターセンターをはじめとする地域のインタープリテーション施設、各サイトの歴史全体の理解を助ける施設のほか、「明治日本の産業革命遺産」以外の世界遺産や文化遺産も含まれるなど、エリアの来訪者に対する包括的な情報発信に寄与するものとなっている。また、スマートフォン向けアプリと連動し、AR 機能を活用して非公開資産の立体映像を表示するなど、アクセス不可の資産における情報発信においても活用できるものとしている。スマートフォン向けアプリは、多言語対応(日本語、英語、韓国語、簡体・繁体中国語)になっている。



図 14 長崎エリア「地域版ガイドマップ」及び AR 機能を活用した立体映像の表示



図 15 釜石エリア「地域版ガイドマップ」及び AR 機能を活用した立体映像の表示

5) インタプリテーションの支援ツール

- ・ 地域のインタプリテーション施設において案内業務に従事する者が世界遺産価値を正しく理解し、伝えることを支援する教材として、『明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業 インタプリテーションマニュアル』及び『世界遺産を伝える。明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業 インタプリテーション教本』が「明治日本の産業革命遺産」人材育成事業実行委員会より平成 29 年に文化庁の支援を得て発行された。これらは、スタッフが各地域の施設で業務を遂行し、OUV の正しい理解を助け、世界遺産価値を正確に伝えることができるようにするための教材である。
- ・ また、産業史を網羅的かつ専門的に解説する教材として、『世界遺産「明治日本の産業革命遺産」ガイドブック 製鉄・製鋼編 鉄がわかる本』が「明治日本の産業革命遺産」人材育成事業実行委員会より平成 29 年にやはり文化庁の支援を得て発行された。令和元年には『世界遺産「明治日本の産業革命遺産」ガイドブック 石炭編 石炭がわかる本』が発行された。同年中には『世界遺産「明治日本の産業革命遺産」ガイドブック 造船編 造船がわかる本(予定)』が発行される予定である。これらの補助教材の詳細は、「2. 平成 29 年度以降の経過と実績」に記述されている。

6) 各エリアのインタプリテーション施設における解説等の適正化

- ・ 各エリアの世界遺産ビジターセンター等における個々の解説等について、明治日本の産業革命遺産のストーリーとの整合を図るため、海外専門家による確認作業を開始し、表現の見直し等に着手したところである。

7) 世界遺産ルートの推進

- 平成 29 年に提出した保全状況報告書の付属資料として添付したインタープリテーション戦略に基づいて、推薦書の 395～396 ページにもあるとおり、世界遺産ルート推進協議会は、世界遺産を全体として理解し、世界遺産ルートを推進するため設立された。「明治日本の産業革命遺産」の世界遺産価値は、1つの構成資産を訪れるだけで理解することはできない。世界遺産のガイダンスと観光インフラを提供する世界遺産ルートのプロモーションを世界遺産ルート推進協議会が継続的に実施している。これらの取組には、地図とアプリ、GPS ナビゲーション、統一ロゴを使用した道路標識の設置等が含まれ、全ての構成資産や関連遺産に来訪者を誘導している。統一ロゴを使用した道路標識の設置箇所は、平成 29 年の 291 箇所から令和元年には 301 箇所となった。世界遺産ルート推進協議会は、世界遺産サイトの関係者、観光・旅行代理店、鉄道、飛行機、バス、タクシーを含む交通機関により構成される。

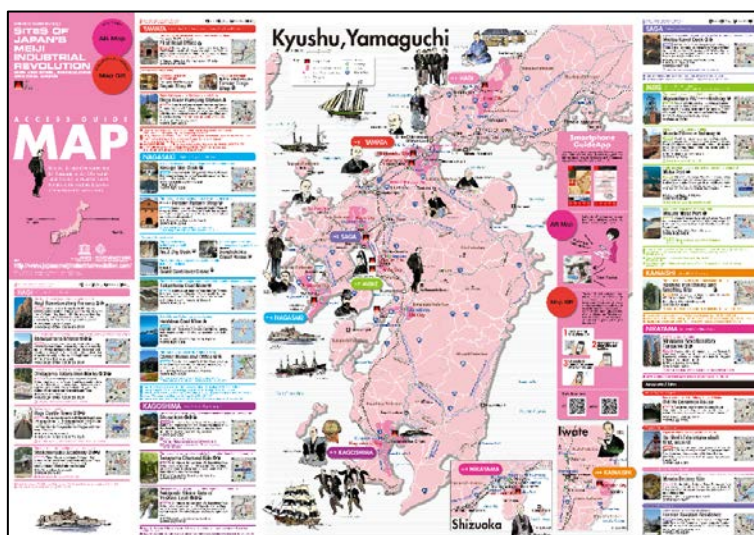


図 16 世界遺産ルート



図 17 令和元年度世界遺産ルート推進協議会総会の様子(令和元年 11 月)

表 6

統一ロゴを使用した道路標識の設置状況

(令和元年 11 月現在)

県名	市名	設置数
福岡県	北九州市	53
	大牟田市	20
	中間市	15
佐賀県	佐賀市	25
長崎県	長崎市	20
熊本県	荒尾市	41
	宇城市	18

県名	市名	設置数
鹿児島県	鹿児島市	37
山口県	萩市	47
岩手県	釜石市	20
	大槌町	1
静岡県	伊豆の国市	3
	函南町	1
合計		301



図 18 統一ロゴを使用した道路標識の例

● プロモーション活動の例



図 19 プロモーション活動の様子

- ・ 観光庁事業の一環で、産業遺産国民会議が企画・運営の上、欧米を中心とした海外の旅行会社とインフルエンサーをお招きし、萩、北九州、長崎、三池、鹿児島の世界遺産ビクターセンターと各構成資産を周遊するファミツアーを行った。(平成 31 年)

- ・ 日本政府観光局(JNTO)事業の一環で、旅行専門雑誌において各構成資産への訪問を促す特集記事を掲載(平成 30 年)し、SNS を通じ海外の旅行者向けに各構成資産とその地域への旅の魅力を計8回にわたり発信した。(平成 30-31 年)



図 20 クラシックカーを使ったプロモーション(平成 29 年/エリア1 萩 構成資産1-4 萩城下町)



図 21 トラベルフェアでのプロモーション(平成 28 年)



図 22 JR 九州による特別プロモーション(エリア7 三池、平成 27 年)
「浪漫クルーズと A 列車で万田坑と三角西港を訪ねる 1 日 80 名の特別限定ツアー」

8) 産業遺産情報センターの設置に向けた検討・準備

- ・ 産業遺産情報センターについては、インタープリテーション戦略に基づき、国内外の有識者の意見も踏まえつつ、既存施設(東京都新宿区若松町)の改修工事を行うなど着実に準備を進めている。同センターは、今年度中を目途に設置する予定である。

3. 参照すべき付属資料

付属資料5 「明治日本の産業革命遺産」のインタープリテーションの監査報告書

決議(42COM 7B.10)第 10 項

10 関係者との対話を継続することを促し

1. 背景・方向性

- 明治日本の産業革命遺産は、8県 11 市に所在する 23 の構成資産で構成されている。これらの構成資産は、地理的状況、稼働状況、所有者や管理者等、様々な点において多様である。
- このことから、日本国政府の関係省庁、地方公共団体、所有者、管理者、地域コミュニティ等の幅広い関係者が、密接なパートナーシップを形成し、構成資産の保全管理を行う上で効果的かつ効率的な環境を整備することが求められる。
- 以上のような背景を踏まえ、これまで関係省庁、地方公共団体、所有者、管理者、地域コミュニティの関係者が対話できる機会を積極的に設けてきた。今後においてもこれらの幅広い関係者により認識が共有されるよう関係者との対話を継続していく。

2. 実績等

日本国政府は、世界遺産委員会の決議(42COM 7B.10)第 10 項を踏まえ、以下のような各種会議を開催するなど、幅広い関係者と積極的に対話を行ってきている。

(1)稼働遺産を含む産業遺産に関する有識者会議

保全方策の妥当性、及び遺産価値の評価を行うとともに、世界遺産登録への推薦候補の選定等を行う。

委員:国内外の専門家22名

産業考古学、近代経済史、遺産保全等、マスコミ、海外有識者等の専門家

開催:年1～2回

(2)「明治日本の産業革命遺産」保全委員会

管理保全に関する一般的な方針に関する事項、資産のモニタリングの総括など遺産群全体にわたる事項について、多くの利害関係者の意向に配慮しながら、情報・意見の交換並びに保全委員会として国全体の視点からの意思決定を行う。

委員:関係省庁及び関係自治体代表者 29 名

内閣官房、文化庁、国土交通省、経済産業省、林野庁、
構成資産の関係自治体(県・市)

開催:年1～2回

(3)地区別保全協議会

世界遺産のパートナーとして管理保全計画の効果的な実施を促し、「明治日本の産業革命遺産」の8つのエリアごとに、各構成資産の管理者や所有者が、個々の構成資産の保全について、適切

な決定を行うことが出来るようサポートする役割を負う。地区別保全協議会のメンバーは情報や意見を交換し、課題について議論を行い、管理保全計画の改善の提案等を行う。

委員:関係省庁、関係自治体、関係事業者、観光協会、ボランティア団体、
漁業団体、関係町内会代表者等

開催:8つのエリアにおいて年間複数回実施

(4)世界遺産ルート推進協議会

資産全体で一つの世界遺産価値を有していることを踏まえ、23の構成資産をつなぎ、複数の資産を周遊してもらう取組等により、構成資産全体での世界遺産価値の共有・普及を図るための「明治日本の産業革命遺産世界遺産ルート」(以下、「世界遺産ルート」という)に関する取組を推進することを目的とし、マップ、携帯アプリ等のツールを活用しつつ、「世界遺産ルート」の推進に資する国内外への広報活動を行う。

会員:関係自治体、関係事業者、商工会議所、観光協会、鉄道事業者、高速道路会社、
航空事業者、クルーズ会社、旅行者等 約130団体

開催:年1回(平成28年から計3回実施)

(5)各エリアの住民説明会等のイベント

各エリアにおいて、地元の方々や来訪者に対し、構成資産をより身近に感じてもらうことや世界遺産に登録された経緯等を分かりやすく説明するなど魅力を発信する場として、出前講座、史跡めぐり、パネル展などの各種イベントが開催されている。

イベント内容:出前講座、史跡めぐり、パネル展、バスツアー、工場見学会等

(6)インタープリテーション研修

インタープリテーション戦略に基づき、構成資産のある8エリアにおいて、構成資産や関連施設でガイド活動をする方を対象として、OUVの理解促進、8エリア23構成資産と産業とのつながりについて研修会を実施している。詳細については決議(39COM 8B.10)勧告f)を参照のこと。

開催日:平成29年10月～平成30年2月(8エリア・計9回)

参加者:約340人

各構成資産の管理保全及び修復・公開活用の諸施策に関わる地方公共団体等の職員を対象として、世界遺産条約や、明治日本の産業革命遺産の顕著な普遍的価値、その管理保全の手法等について学ぶ機会として研修会を実施している。

開催日:平成29年5月～令和元年10月(計6回)

参加者:約230人

決議(42COM 7B.10) 第 11 項

決議 39 COM 8B.14 を完全に履行するとともに、2020 年の第 44 回世界遺産委員会による審議に付するため、2019 年 12 月 1 日までに、資産の保全状況と上記の履行状況について更新した報告書を世界遺産センターに提出するよう締約国に更に要請する。

1. 背景

- 平成 29 年 11 月 30 日、第 39 回世界遺産委員会における決議の勧告に対し、以下の内容を踏まえた保全状況報告書を提出した。

勧告 a)

内閣官房は、長崎市の協力の下に端島炭坑の保全措置に係る計画を作成した。

勧告 b)

内閣官房は、所有者及び地方公共団体の協力の下に各構成資産のための保全措置の計画及び実施計画を作成した。

勧告 c)

各構成資産の来訪者数については、3年間の調査を実施中である。その結果を踏まえて、平成 31 年度に来訪者管理戦略を策定する予定であり、来訪者の上限数の設定の可能性・必要性についても検討する予定である。

勧告 d)

ガバナンス体制が十分機能しているのか否かを判断するために、チェックリストを作成しモニタリングを行った。会議は定期的開催され十分に機能しており、モニタリングの年次報告書等を通じて相互の意思疎通・協力体制は万全に行われていることから、ガバナンス体制は適切に運営されている。

勧告 e)

構成資産の要素及び緩衝地帯の景観について系統的にモニタリングを行うためにモニタリング・カルテを作成した。モニタリング・カルテによる毎年の観察結果は、地区別保全協議会による確認のため年次報告書に反映される。

勧告 f)

各エリア、各構成資産の人材育成に係る現状把握に基づき、育成項目及び事業項目等を含め資産全体に共通の方針・方法を示した。

勧告 g)

内閣官房は、独立した国際的専門家によるインタープリテーション監査、イコモス国際学術委員会委員長の各サイトにおける「歴史全体」のインタープリテーションに関する助言を踏まえ、インタープリテーション戦略を策定した。

勧告 h)

作業指針の第 172 項に基づき、勧告に列挙された複数の開発計画及び公開活用施設の新築・増築・改築の計画の内容・進捗状況について取りまとめた。

- 第 42 回世界遺産委員会決議で言及された事項のほか、今回提出する保全状況報告書において報告する事項には、上述した第 39 回世界遺産委員会の勧告 f)及び h)について、各事項の背景や進捗状況等を含め以下に記述する。なお、勧告 f)に関しては、平成 29 年に提出した保全状況報告書に示した人材育成計画の方針や方法に加え、これまで実施した各種事業や取組みについて、また勧告 h)に関しては、第 39 回決議において指摘された各事業に加えて、現在把握されている保全に関する事案についても報告する。

決議(39COM 8B.14)勧告f)

各構成資産の日々の管理に責任を持つあらゆるスタッフ及び関係者が、能力を培い推薦資産の日常の保全、管理、理解増進について一貫したアプローチを講じられるよう、人材育成計画を策定し、実施すること。

1. 背景・経緯

- イコモス評価書(WHC-15/39.COM/INF.8B)において、適切な管理保全手法に関して定期的な訓練及び人材育成の継続的な実施が必要であること、特に構成資産のすべてにわたって統一のとれた管理保全の取組を確実に実施するために、研修を通じて人材育成(能力開発)をより明確化させることや、構成資産に関係する管理者及びスタッフ等への研修の必要性について記述された。
- 平成 29 年 11 月 30 日に提出した保全状況報告書において、人材を4つの類型に分類し、類型ごとに必要とされる能力を定義するとともに、各類型に属する人材の育成項目、実施すべき人材育成の事業項目などを含め、資産全体に共通の人材育成方針を示した。更に各エリア・各構成資産の人材育成に係る現状・課題を把握、方針を明示し、各エリアにおいても現状・課題及び方向性について示した。
 - (参考)人材の4類型について
 - ①構成資産の保有者・管理責任者
 - ②現地において実際の管理業務に従事する者(指定管理者等)
 - ③現地において日常的な維持管理業務(清掃・修復を含む)に従事する者
 - ④現地において恒常的な案内業務に従事する者

2. 平成 29 年度以降の経過と実績、今後の方向性

平成 29 年度以降に特に進捗があった人材育成事業については、以下のとおりである。

(1)各構成資産の日々の管理に責任を持つ案内ガイド等が、能力を培い、資産の日常の保全、管理、理解増進について一貫したアプローチを講じるための、人材育成計画の策定と実施

多くのエリアにおいて、案内ガイド等を対象とした各種研修事業を実施しているものの、研修項目としては必ずしも十分な状態ではなかったことから、「明治日本の産業革命遺産」人材育成事業実行委員会において、平成 29 年度から文化庁の国庫補助事業として人材育成事業を実施している。具体的には人材育成のための教材の作成、及び各構成資産の現地ガイド等向けの研修会の開催によって構成されている。

これらの人材育成のための補助教材は、関係機関を通じて案内ガイドやサイトマネージャー等に既に配布されている他、インターネット上で電子ブックとして閲覧可能である。(URL:

www.japansmeijiindustrialrevolution.com) 既に完成した教材及び、今後作成予定の教材は次のとおり。

1)『明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業
インタープリテーション・マニュアル』

明治日本の産業革命遺産のための補助的なインタープリテーションガイドマニュアル。文化庁の支援を得て作成。

発行:「明治日本の産業革命遺産」人材育成実行委員会

企画:産業遺産国民会議

出版社:株式会社精興社

平成 29 年 10 月発行。

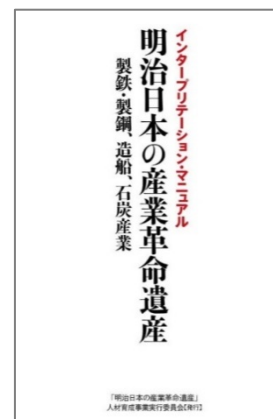


図 23 インタープリテーション・マニュアル

2)『世界遺産を伝える。 明治日本の産業革命遺産

製鉄・製鋼、造船、石炭産業 インタープリテーション教本』

明治日本の産業革命遺産のガイド活動に従事している方を対象とし、より分かりやすい「伝え方」へのヒントなどを掲載する教本。基礎編と実践編により構成される。文化庁の支援を得て作成。

企画:NPO 法人 里山を考える会

平成 29 年発行。



図 24 インタープリテーション教本

3)『世界遺産「明治日本の産業革命遺産」ガイドブック

製鉄・製鋼編 鉄がわかる本

「明治日本の産業革命遺産」が対象とする 3 分野のうち、製鉄・製鋼に関する、より専門性をもたせた書籍。文化庁の支援を得て作成。

発行:「明治日本の産業革命遺産」人材育成実行委員会

企画・執筆:産業遺産国民会議、稲角忠弘、菅和彦

印刷:株式会社日活アド・エイジェンシー

平成 29 年 11 月発行。



図 25 鉄がわかる本

4)『世界遺産「明治日本の産業革命遺産」ガイドブック

石炭編 石炭がわかる本』

「明治日本の産業革命遺産」が対象とする 3 分野のうち、石炭産業に
 関して網羅的に掲載する、より専門性をもたせた書籍。

令和元年度発行。文化庁の支援を得て作成。

発行:「明治日本の産業革命遺産」人材育成実行委員会

企画:産業遺産国民会議、一般財団法人石炭エネルギーセンター

印刷:株式会社日活アド・エイジェンシー

令和元年 11 月発行



図 26 石炭がわかる本

5)『世界遺産「明治日本の産業革命遺産」ガイドブック 造船編 船がわかる本(予定)』

「明治日本の産業革命遺産」が対象とする 3 分野のうち、造船業に関して網羅的に掲載する、より
 専門性をもたせた書籍。文化庁の支援を得て作成。

企画:産業遺産国民会議

印刷:株式会社日活アド・エイジェンシー

令和元年度発行予定。

また、人材育成事業実行委員会が主催して、上記のガイドブックの一部を教材として、人材育成
 研修を実施した。構成資産のある8エリアにおいて、構成資産や関連施設でガイド活動をする方を
 対象として、平成 29 年に下記の日程で研修会を実施。

表 7 人材育成研修(ガイド向け)実施状況

	開催日	対象エリア	会場		参加者数
1	10/31	釜石	釜石市	釜石情報交流センター	30
2	11/29	八幡	北九州市	コムシティ八幡西生涯学習セン ター	54
3	12/04	韭山	伊豆の国市	伊豆の国市韭山時代劇場	28
4	12/05	韭山	伊豆の国市	伊豆の国市韭山時代劇場	22
5	01/18	鹿児島	鹿児島市	ソーホーかごしま	46
6	01/23	萩	萩市	萩・明倫学舎本館	23
7	01/29	三池	宇城市	宇城市役所本庁新館	52
8	02/06	佐賀	佐賀市	佐野常民記念館	29
9	02/08	長崎	長崎市	長崎県農協会館	54

この研修会は、インタープリテーション戦略に基づき、①明治日本の産業革命遺産の顕著な普遍的価値の理解促進、②明治日本の産業革命遺産の8エリア 23 構成資産と産業(製鉄・製鋼／造船／石炭産業)のつながりについての理解促進の二つを主目的とした。その他、「伝える」ことへの認識の共有と、「伝える」ためのツール事例としてスマートフォン用ガイドアプリパスポートについても理解促進を図ることとした。なお、研修各回の内容はいずれも同様である。

今後も人材育成事業実行委員会は同様の研修会を予定しており、特に各産業に関する教本が完成し次第、各エリアにおいて人材育成研修が実施される。今後の研修会の予定は以下のとおり。

令和元年

12 月 エリア1 萩

令和2年

1月 エリア2 鹿児島、エリア5 佐賀、エリア6長崎、
エリア7 三池、エリア8 八幡

2月 エリア3 葦山、エリア4 釜石

また、上記研修会の他にも、「明治日本の産業革命遺産」世界遺産協議会が主催する、ガイド研修会も実施されている。前述の研修会とは異なり、「明治日本の産業革命遺産」の世界文化遺産としての価値や適切な管理保全について理解を深めるとともに、ガイド活動について関係地域間の情報交換や連携等を主目的としている。また各構成資産等において活躍するガイドの方々が一堂に会する研修会を開催することにより、ガイドの資質向上と各地域におけるガイド活動の充実を図る研修会となっている。1年に1回程度、各地で開催することにより、現地研修も兼ねており、今後も継続して開催される。

(2)各構成資産の日々の管理に責任を持つあらゆるスタッフ及び関係者が、能力を培い、資産の日常の保全、管理、理解増進について一貫したアプローチを講じるための、人材育成計画の策定と実施

関係地方公共団体が連携して資産全体及び個々の構成資産の管理保全及びインタープリテーションを推進するために設置した「明治日本の産業革命遺産」世界遺産協議会(旧称:「九州・山口の近代化産業遺産群」世界遺産登録推進協議会)は、内閣官房の協力の下に、各構成資産の管理保全及び修復・公開活用の諸施策に関わる地方公共団体等の職員を対象として、世界遺産条約の制度、明治日本の産業革命遺産の顕著な普遍的価値、その管理保全の手法等について、これまで年間2回程度、研修会を実施してきた。その実績は下表のとおりである。地方公共団体は人事異動により担当者が交代することがあり、新たに着任した担当者への研修も確実にを行う必要があるため、今後も同様に継続していくこととしている。

表 8 人材育成研修(資産保有者当向け)実施状況

開催日	場所	参加者数	内容
H29/5/22	福岡県西総合庁舎	38	○新任者向け研修 ・「明治日本の産業革命遺産」の登録の経緯, 価値, 保全管理について ・世界遺産委員会決議の概要及び対応状況について
H29 /12/21	カンファレンス ASC (福岡県福岡市)	48	・ユネスコへの報告書提出以降の対応について ・第 41 回世界遺産委員会の報告 ・講演「世界遺産をフックに地域インバウンドを成功させる視点」(観光立国推進有識者会議委員)
H30 /5/9	福岡県粕屋総合庁舎	48	○新任者向け研修 ・「明治日本の産業革命遺産」の登録の経緯, 価値, 保全管理について ・世界遺産委員会決議の概要及び対応状況について
H30 /9/5	福岡県福岡東総合庁舎	46	・講演:世界遺産委員会における資産の保全状況の審議結果と傾向について(東京文化財研究所 室長) ・来訪者管理戦略の策定について ・産業遺産情報センターの整備状況について
R1/5/14	福岡県福岡東総合庁舎	46	○新任者向け研修 ・「明治日本の産業革命遺産」の登録の経緯, 価値, 保全管理について ・世界遺産委員会決議の概要及び対応状況について

(3) 各自治体やエリアにおける人材育成事業

前述以外にも、各自治体もしくはエリアにおいて、各種研修会が継続的に実施されている。例えば、明治日本の産業革命遺産についてのボランティアスタッフ研修会や新規ガイド養成講座が行われている。このほか、観光事業者向け、あるいは自治体の新規採用職員向け、教職員向けの各種研修会の際に、明治日本の産業革命遺産の内容が盛り込まれている。こうした研修の機会には、必要に応じて室内研修だけではなく、現地研修も行われている。

また、実際の管理業務に従事する者に対する人材育成事業として、例えば、エリア7 三池の万田坑では毎年指定管理者向けの人材育成研修が実施されている。

こうした各自治体やエリア独自の研修は、地区別保全協議会の年次報告書において報告されることとなっており、各地で概ね 15 回程度開催されている。

決議 (39COM/8B.14) 勧告 h)

集成館及び三重津海軍所跡における道路建設計画、三池港における新たな係留施設に関するあらゆる開発計画及び来訪者施設の増設・新設に関する提案について、『世界遺産条約履行のための作業指針』第 172 項に従って、審議のため世界遺産委員会に提出すること。

1. 背景・経緯

- イコモス評価書 (WHC-15/39.COM/INF.8B) において、集成館の道路建設計画、三重津海軍所跡の道路建設計画、三池港の開発計画、新しいビジターセンター／関連施設建設計画について記述された。
- 平成 29 年 6 月のイコモスの技術評価書中に、全体の顕著な普遍的価値に貢献する構成資産の属性への影響を特定するために、顕著な普遍的価値に悪影響を与える可能性のあるすべてのプロジェクトについて、遺産影響評価 (HIA) を実施すべきとの指摘が記述された。
- 平成 29 年 11 月 30 日に提出した保全状況報告書において、「集成館の道路建設計画」、「三重津海軍所跡の道路建設計画」、「葦山反射炉における来訪者施設 (ガイドンス施設) の新設計画」、「萩の緩衝地帯における新ビジターセンターの開設」、「官営八幡製鐵所、遠賀川水源ポンプ室の修復」について報告した。(一部は『世界遺産条約履行のための作業指針』の第 172 項に基づき、既に報告した内容を再掲。)

2. 進捗状況

• 集成館の道路建設計画

平成 27 年 11 月 30 日に提出した保全状況報告書において、その時点での進捗状況を報告したところ。(平成 29 年 11 月 30 日の保全状況報告書に再掲。)

この件について、平成 29 年 6 月 1 日付 UNESCO から発出された ICOMOS の技術評価書においては、遺産影響評価の実施と世界遺産センターへ提出するよう指摘があった。

現在、当該プロジェクトについては関係者間で協議が進められているところであり、今後、国が道路建設の予算を確保した後に実施設計に着手するにあたっては、遺産への影響評価を行い、改めて世界遺産センターに報告する予定である。

• 三重津海軍所跡の道路建設計画

平成 27 年 11 月 30 日に提出した保全状況報告書において、遺産影響評価書を報告したところ。(平成 29 年 11 月 30 日の保全状況報告書に再掲。)

この件について、平成 29 年 6 月 1 日付 UNESCO から発出された ICOMOS の技術評価書においては、プロジェクトが完了した際には、世界遺産センターに対してレポートを提出するよう指摘されている。現時点ではプロジェクトが完了していないため、完了後に報告する予定

である。

• 三池港の開発計画

三池港における小型船舶の係留施設の建設については、現在、計画内容及び着手時期の見直しについて検討中である。計画内容及び着手時期の概要が定まった段階で進捗状況を報告する。

3. その他、締約国が把握している保全に関する各種事案等

(1) 平成 30 年～令和元年までに、既に保全状況報告書を提出した事案

1) エリア1 萩 萩の緩衝地帯における保全手法である萩市景観計画の一部改訂

平成 31 年 1 月に『世界遺産条約履行のための作業指針』第 172 項に基づき報告したもの。

(再掲)

「萩城下町」の緩衝地帯内及び「松下村塾」の緩衝地帯外において、緩衝地帯の保全手法として適用している萩市景観計画を一部改訂するもので、緩衝地帯内での小地域ごとの性格や用途をきめ細かく仕分ける一環として、緩衝地帯の一部分に特化した商業地区の範囲を明確化し、当該地区内及びバイパス道路沿いに限った高さ規制の一部改訂を行うもの。なお、構成資産の顕著な普遍的価値を表す要素（アトリビュート）は、「萩城下町」が城跡を含む町割り、「松下村塾」が小さな木造の建築物である。

しかしながら、今後とも、これら構成資産への直接的な影響が出ないような形で、景観をコントロールしていく。また、現時点において具体的な開発予定はない。

2) エリア2 鹿児島 寺山炭窯跡の大雨による被災状況及び今後の対策について

令和元年 11 月に報告したもの。(再掲)

令和元年 6 月下旬から 7 月上旬にかけての大雨の影響で発生した土砂崩れにより被災した寺山炭窯跡の被災状況及び今後の復旧等の対策について、同年 11 月に提出した報告書を報告するもの。

3) エリア5 佐賀 三重津海軍所跡の緩衝地帯におけるコンクリート製造工場建設についての遺産影響評価書

平成 31 年 1 月に『世界遺産条約履行のための作業指針』第 172 項に基づき報告したもの。

(再掲)

「三重津海軍所跡」の緩衝地帯において、コンクリート製造工場の移転及びそれに伴う保護状況の一部変更を行うもので、三重津海軍所跡の顕著な普遍的価値を表す要素（アトリビュート）は地下遺構及びそれらと一体を成す自然地形であり、資産範囲外での工事による直接的影響はない。また、遺産影響評価を行う中で、佐賀市、大川市がコンクリート製造工場の所有者である民間事業者との協議を重ねることにより、資産範囲内からの眺望に対する影響について最小化するよう施工がなされた。その協議の中で、今後の用地拡張等の計画が

ないことを佐賀市が確認している。

4) エリア5 三重津海軍所跡周辺整備事業の進捗状況

令和元年 11 月に『世界遺産条約履行のための作業指針』第 172 項に基づき報告したもの。
(再掲)

現在、構成資産上にある駐車場について、資産の保護強化のため、資産の範囲外へ移転する。移転整備は、来訪者の資産へのアクセスを考慮し、緩衝地帯内に新たに建設する地域コミュニティ施設（中川副公民館）と併設して行う。

また、佐賀市では、遺跡整備とビジターセンター整備を一体的に行い、造船・修船システムを明示する計画であり、遺跡に隣接する佐野常民記念館を増改築し、ビジターセンターの充実を図る。

(2) 今回、保全状況報告書の一部として添付している事案

エリア8 八幡 官営八幡製鐵所と遠賀川水源地ポンプ室に関する事業案の進捗状況について平成 29 年 9 月 30 日に報告した事業案の進捗状況について報告するもの。

旧本事務所については、平成 26 年 3 月に完了した大規模耐震補強工事に続き、内装を修復し、内部の形状と装飾を保全するものである。

旧鍛冶工場、修繕工場については、耐震調査の結果を踏まえ耐震設計を実施した。

遠賀川水源地ポンプ室については、煉瓦造及び鉄骨造構造を踏まえ、追加的な耐震調査を実施し、現在は耐震設計を検討中である。

事業はすべて、現在一般の立ち入りが制限されている当該資産の保全に関するもので、2 つの構成資産は「官営八幡製鐵所関連施設」「遠賀川水源地ポンプ室」である。

旧本事務所：平成 30 年 5 月に内装修復（復原・整備）工事に着手し、令和元年 7 月末に建物 1 階東側部分が完成した。

旧鍛冶工場：平成 30 年に実施した耐震調査の結果を踏まえ耐震設計を実施した。建物の外観整備工事は、耐震補強工事と同期化した工事方法を検討中である。

修繕工場：平成 30 年に実施した耐震調査の結果を踏まえ耐震設計を実施した。建物の外観整備工事は、耐震補強工事と同期化した工事方法を検討中である。

遠賀川水源地ポンプ室：煉瓦造及び鉄骨造構造を踏まえ、追加的な耐震調査を実施し、現在は耐震設計を検討中である。

(3) 今後の対応について

なお、今後、個別の開発事案の処理事例が蓄積されるにつれて、開発事案が発生した際の関係各機関、地方自治体、その他関係者に関わる標準的な諸対応や取扱手順を明確化することも重要となると考えられる。そのため、開発事案及びその処理等につき、関係機関

間での情報の共有及び整理を継続的に実施していく予定である。

4. 参照すべき付属資料

- | | |
|---------|--|
| 付属資料 6 | 萩の緩衝地帯における保全手法である萩市景観計画の一部改訂 |
| 付属資料 7 | 三重津海軍所跡の緩衝地帯におけるコンクリート製造工場建設についての遺産影響評価書 |
| 付属資料 8 | 三重津海軍所跡周辺整備事業についての遺産影響評価書 |
| 付属資料 9 | 寺山炭窯跡の大雨による被災状況及び今後の対策について |
| 付属資料 10 | 官営八幡製鐵所と遠賀川水源地ポンプ室に関する事業案の進捗状況について |